

訴訟上の和解の規定要因についての探索的検討

——代理人の役割に注目した訴訟記録調査の分析——

佐伯昌彦

概 要

本稿では、第一審の終局形態、とりわけそれが判決に至るのか、それとも訴訟上の和解により終わるのかという点に注目し、どのような要因がそのような終局形態の違いと関連しているのかを、訴訟記録調査から得られたデータに基づき探索的検討を加える。とりわけ、先行研究の知見を踏まえ、和解の成立過程に対して代理人が及ぼす影響について検討を加えた。本稿ではまず先行研究の知見を整理し、それらの調査研究と今回の訴訟記録調査のメリットとデメリットを比較した。そのうえで、第一審の終局形態を従属変数とし、事件類型、代理人の有無、および当事者の属性を独立変数ないし統制変数としてクロス集計表に基づく検討を加えた。分析の結果、代理人の有無については、それが和解の成立を促しているとする、原告側ではなく被告側における事情として重要である可能性を指摘した。最後に、この知見が有する含意や、本分析の限界についても論じた。

I. はじめに

1. 本稿の課題

本号の特集「民事訴訟の実証分析：全国民事訴訟記録調査から」に収められた本稿を含む諸論考は、科学研究費基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（代表：佐藤岩夫）のプロジェクトの一環として訴訟利用調査班によって実施された民事訴訟記録調査によって得られたデータに分析を加えた結果を紹介するものである。訴訟利用調査班では、この民事訴訟記録調査を踏まえ、訴訟当事者および代理人に対する質問紙調査も行われている。したがって、訴訟利用調査班では、この民事訴訟記録調査だけでなく、これとあわせて実施された訴訟当事者や代理人に対する質問紙調査等も踏まえた分析が今後進められていく予定であるが、現時点においてこの民事訴訟記録調査によって得られたデー

タに基づき一定の分析を加え、その結果を示しておくことが本特集の企画趣旨とされている（飯田 2020a）。

さて、ここで、今回の訴訟利用調査班による各種の調査は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（領域代表：村山真維）のなかで訴訟行動調査班が行った各種の調査の後継調査として位置づけられている（飯田 2020d: 137-138）。そこでも、民事訴訟記録調査とそれを踏まえた訴訟当事者および代理人に対する質問紙調査が実施されており、そこで得られたデータを踏まえた多くの分析が行われている¹。本稿では、そのなかでも当事者による和解²の選択行動について、とりわけ代理人の役割に焦点を合わせて検討した守屋明（関西学院大学教授〔当時〕）による諸研究³を参考にした分析を今後進めることを念頭に、今回の訴訟利用調査班によって実施された民事訴訟記録調査について予備的な検討を加えることとする⁴。

より具体的には次のような問題関心に即して検討を加える。すなわち、守屋明による先行研究（Moriya 2009; 守屋 2010; 2011; 2013）は、当事者においては判決を求める志向が強いものの和解で終わる事件が多いこと、とりわけ代理人がいる当事者においてそのような傾向が強いことから、当事者が和解に向かう過程における代理人の役割に関心が向けられている（たとえば、守屋 2010: 189 を参照）。そして、分析にあたっては、後述するように民事訴訟記録調査によって得られたデータを一部において補正のために用いているものの、主として、民事訴訟記録調査を踏まえて実施された当事者や代理人に対する質問紙調査によって得られたデータが用いられている（I-3-(2) を参照）。しかし、とりわけ代理人に対する質問紙調査を利用する場合には、これは当然に代理人が付いた事件での代理人なり、あるいは当事者の経験⁵を問題としており、その分析が対象としている範囲は、民事訴訟

1 その分析の成果を収めたものとして、フット・太田（2010）がある。

2 本稿において単に和解というときは、訴訟上の和解を意味している。

3 フット・太田（2010）に収録されたものとして守屋（2010）があるが、その他にも Moriya（2009）、守屋（2011; 2013）がある。本稿の分析において使用する変数との関係では、特に Moriya（2009）と守屋（2010; 2011）が重要である。なお、これらの分析は、訴訟行動調査班による前回調査の結果を基にした座談会のなかでも紹介され、実務家との対話がなされている（河合ほか 2009: 16-27）。こちらも、あわせて参照されたい。

4 訴訟行動調査班による前回の調査でも、また訴訟利用調査班による今回の調査でも、これらの調査のほかに一般人を対象とした調査も実施されているが、本稿の問題関心からはさしあたり直接検討の対象とならないため、本文中では言及していない。なお、これらの調査の概要については、本特集記事における飯田（2020b）や、あるいは飯田（2020d: 130-144）を参照されたい。

5 特に守屋（2011）では、同一事件について代理人と当事者の両方から回答があったものに絞って分析をし、代理人と当事者の認識の違い等に検討を加えている。このような分析は、その方法からして必然的に代理人の付いている当事者の経験に即した分析とならざるを得ない。もっとも、厳密にある当事者とその当事者の代理人の両方から回答があったと認められる回答に限定して分析すると、分析が可能な回答数が非常に少なくなるため、原告側と被告側は区別して、同一事件について回答した弁護士が1人であり、それに対応する

記録調査によって得られた現象全体の一部のみを扱っていることになる。本稿では、このような先行研究の分析を参考としつつ今回の訴訟利用調査班によって得られたデータに分析が加えられる際の前提作業として、このような分析が民事訴訟記録調査によって得られたデータのどの範囲に妥当するものであるのかをある程度明らかにすることを目的とした分析を行う⁶。また、守屋明による先行研究もそうであるが、I-3-(2)において後述するように他の先行研究でも、代理人がいることで和解によって終わりやすくなっていることが指摘されているが、本稿では、そのような代理人がいることによる和解促進効果がどの範囲で妥当しているのかという点についての検討も兼ねている。

2. 先行研究と本稿の分析対象となる調査の概観

(1) 関連する先行研究の概要

このように、本稿においては和解成立過程における代理人の役割に注目した分析(Moriya 2009; 守屋 2010; 2011; 2013)を念頭に置き、同様の分析を今回の訴訟利用調査班が収集したデータにおいて実施するにあたっての予備的な検討として、代理人の有無が、そもそも和解の成否に影響するのか否かといった点を、今回の民事訴訟記録調査によって得られたデータを基に検討する。具体的な変数の意味と分析の指針については後述するが(IIおよびIII-1を参照)、ここでは第一審の結果を従属変数として想定しつつ、代理人の有無を主たる独立変数と捉え分析を行うが、両者の関係についての検討を深めるために事件類型、および当事者が自然人か法人であるかの別(以下では、単に当事者属性という)との関連も検討する。したがって、具体的な分析としては当該訴訟の第一審がどのように終局したのか(とりわけ和解で終わったのか判決に至ったのか)という点に、代理人の有無等がどのように関係しているかをみていくこととなる。そこで、以下のI-3において、本稿で利用する変数との関係で、事件類型、代理人の有無、そして当事者属性が第一審終局形態とどのように関連しているかという点について先行研究の知見を簡単にまとめることとするが、その前提として、そこで取り上げる先行研究の概要についても確認しておくことが有益であろう。

当事者から1人ないし複数人の回答がある場合には、これらに対応関係のある回答として扱っている(守屋 2011: 865-864 n25)。

6 したがって、本来であれば守屋明による先行研究の前提となった前回の民事訴訟記録調査についても同様の検討を加え、先行研究の知見が民事訴訟全体の中でどのように位置づけられるかについても検討を加えるべきであるが、その点についての分析までは現時点では十分に行うことができなかった。そのため、本稿では、訴訟行動調査班による前回の民事訴訟記録調査を活用するという本特集の目標の一部を満たせていない(本特集の狙いについては、飯田 2020aを参照)。この点は、他日を期したい。

ここで、第一審が判決に至るのか、それとも和解で終わるのかという点について包括的に検討したものとしては、まず、太田・穂積（1971）がある。もっとも、この研究は、裁判官と弁護士に対する面接と、その際に提供を受けた和解事案等の資料に基づいた検討を加えたものであるものの、実証的根拠の出典は問題の性質上明示しないこととしており、著者らも認めるように、あくまで今後の研究のための試論的検討にとどまるものとされている（太田・穂積 1971: 287）。本稿の問題関心に関連し得る実証的なデータ分析の結果を示している先行研究としては、大きく、①民事訴訟に関わった当事者、あるいは代理人を対象とした調査に依拠したものと、②訴訟記録からデータを抽出した調査に依拠したものとがある。以下、これらの調査について、それらの知見を評価するうえで必要と思われる限りで調査方法等を簡単に紹介する。

（2）民事訴訟利用者等を対象とした調査

民事訴訟利用者を対象とした大規模な調査としては、大きく、2つの系統がある（飯田 2020d: 112）。1つの系統は、司法制度改革審議会の下で行われた調査と、それを引き継いで継続的に実施されているその後継調査であり、もう1つの系統は、先述（I-1を参照）した、民事司法過程に関する大規模な研究プロジェクトの一環を成している訴訟行動調査班と訴訟利用調査班による調査研究である⁷。

まず、司法制度改革審議会のもとで実施され、その後も継続して行われている調査の方法について、それらのデータの性質を把握するうえで必要な限りで簡潔に記しておく。この系統の最初の調査は、司法制度改革審議会がその検討の基本的資料とするために実施したものであり、その結果は司法制度改革審議会（2000）として公表されている（以下、「2000年民事訴訟利用者調査」と呼ぶ）。これは、16の地方裁判所本庁において2000年6月5日から23日まで（東京地方裁判所と大阪地方裁判所では14日まで）に終局した民事通常訴訟と人事訴訟の当事者を対象に面接調査を実施したものである⁸。司法制度改革審議会が、その意見書においてこのような利用者調査の継続実施の重要性を指摘したこともあり（司法制度改革審議会 2001: 117）、この調査は、民事訴訟法学者等の有志によって構成され

7 これら2つの系統の調査の方法と知見の概要をレビューするものとして飯田（2020d）がある。なお、これらの調査より前にも、標本の抽出方法の面で限界はあるものの、実施可能な範囲で民事訴訟の利用者を対象とした調査自体は行われている。たとえば、名古屋地方裁判所の1つの民事部（交通事件中心）における合議事件および部総括判事の担当事件で、上訴等により閲覧できないものを除いて1989年に終局した事件について記録調査を行い、これをもとに行われた当事者への質問紙調査の結果を報告するものとして、太田（1993: 36-53）がある。また、1997年9月から約5か月をかけて、東京と福島において調査に協力してくれた弁護士を經由して依頼者にアプローチをして実施された質問紙調査の結果を報告するものとして、伊藤ほか（1999）がある。

8 この調査の実施方法の詳細については、司法制度改革審議会（2000: 第2部）を参照されたい。

る民事訴訟制度研究会によって引き継がれ、現在までのところ2006年、2011年、および2016年に調査が行われている（以下では、それぞれ「2006年民事訴訟利用者調査」、「2011年民事訴訟利用者調査」、「2016年民事訴訟利用者調査」と呼ぶ）⁹。これらの調査は「2000年民事訴訟利用者調査」の継続調査であることから、その調査の実施方法および調査内容は、それぞれの調査実施時期ごとに、その調査時期固有の事情もあり微妙に異なる部分もあるが、概ね「2000年民事訴訟利用者調査」を基本としている¹⁰。もっとも、面接調査ではなく質問紙調査によっていること、調査対象となる地方裁判所について本庁だけでなく支部も含めていること、欠席事件も対象に含まれていること等、2006年以降の民事訴訟利用者調査は「2000年民事訴訟利用者調査」とは大きく性質を異にしている部分もある¹¹。また、「2011年民事訴訟利用者調査」と「2016年民事訴訟利用者調査」では、過払金返還請求事件がそもそも調査対象から除外されている（民事訴訟制度研究会2012: 8-9; 2018: 9-10）。

もう1つの系統の民事訴訟の利用者を対象とした調査は、I-1でも紹介した法社会学者を中心とする研究プロジェクトのなかで実施されたものである。まず、2003年度から2008年度にかけて助成がなされた文部科学省科学研究費特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（領域代表：村山真維）のプロジェクトでは、紛争行動調査班（A班）、法使用行動調査班（B班）、そして訴訟行動調査班（C班）において、それぞれに調査が行われ、その成果は『現代日本の紛争処理と民事司法1~3』（東京大学出版会、2010年）として取りまとめられている¹²。訴訟行動調査班は、まず、民事訴訟記録からデータを抽出する民事訴訟記録調査を行い、それを踏まえて訴訟当事者ならびに代理人に対して質問紙調査を行っている¹³。訴訟記録調査は2004年1月1日から12月31日までに地方裁判所本庁で終局した民事通常事件を対象として行われた。ここでは、訴訟当事者に対する質問紙調査の対象は自然人に限定されていたことから法人同士のみ的事件は対象から除外されている。そのため、法人同士的事件が抽出された場合にはそれを除外したうえで同一の地方裁判所における自然人を含む事件を補充しつつ、無作為抽出された1,132件について訴訟記録調査が行われた。調査の実施は2005年夏から2006年春にかけてであるが、2004

9 これらの調査についてその結果を報告するものとして、民事訴訟制度研究会（2007; 2012; 2018）がある。

10 「2006年民事訴訟利用者調査」の実施方法の詳細については民事訴訟制度研究会（2007: 3-15）を、「2011年民事訴訟利用者調査」の実施方法の詳細については民事訴訟制度研究会（2012: 4-18）を、「2016年民事訴訟利用者調査」の実施方法の詳細については民事訴訟制度研究会（2018: 4-21）をそれぞれ参照されたい。これらの調査の概要や内容、そしてその変更点については、「2000年民事訴訟利用者調査」もあわせて飯田（2020d: 114-130）が整理しているので、詳しくはそちらを参照されたい。

11 それゆえに、時系列的な変化をみる際には、「2000年民事訴訟利用者調査」は除外し、2006年以降の調査に限定して比較検討することが行われている（たとえば、山本ほか2019: 159 菅原発言を参照）。

12 前述した通り、訴訟行動調査班による成果を取めたのがフット・太田（2010）である。紛争行動調査班の成果は松村・村山（2010）に、法使用行動調査班の成果は櫻村・武士俣（2010）に収められている。

13 訴訟行動調査班による調査の全体像については、フット・太田（2010: vi-xi）を参照されたい。

年中に第一審が終局した事件を対象としていることから、以下ではこの訴訟記録調査を「2004年訴訟記録調査（前回調査）」と呼ぶこととする。そして、この訴訟記録調査を踏まえて当事者と代理人に質問紙調査が行われているので、これらをそれぞれ「2004年当事者調査」、「2004年代理人調査」と呼ぶこととする。Moriya（2009）や守屋（2010; 2011; 2013）は、これら「2004年当事者調査」と「2004年代理人調査」を主として用いた分析を行うものである。

すでにI-1で述べた通りであるが、ここで念のため付言しておく、本稿が分析対象とするのは、これらの調査から10年後の継続調査として位置づけられた調査によって得られたものである。すなわち、現在、科学研究費基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（代表：佐藤岩夫）のプロジェクトが進行中であるが（科研費の助成期間は2016年度から2020年度まで）、このプロジェクト内の訴訟利用調査班によって、前回の調査をベースとした各種調査が行われた。すなわち、「2004年訴訟記録調査（前回調査）」に対応する調査として、2014年中に地方裁判所本庁において終局した民事通常訴訟を対象に訴訟記録調査が行われた（以下、これを「2014年訴訟記録調査（今回調査）」と呼ぶ）。その調査概要については飯田（2020b）に記されているが、前回調査と異なり法人同士のみによる事件も調査対象となっている。本稿において分析の対象とするのは、まさにこの「2014年訴訟記録調査（今回調査）」であるが、この訴訟記録調査をもとに訴訟当事者と代理人に対して質問紙調査が行われているのも、前回調査と同様である（以下、ここでの訴訟当事者に対する調査を「2014年当事者調査」、代理人に対する調査を「2014年代理人調査」と呼ぶ）。

（3）訴訟記録調査

本稿では、「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を主として扱うわけであるが、民事訴訟記録からデータを収集し、これに分析を加えた大規模な研究として、1996年6月18日に成立した現行の民事訴訟法が1998年1月1日に施行されるその前後の実務状況を比較する目的で実施された民事訴訟実態調査研究会によるものが挙げられる。1998年の民事訴訟法施行前の実務状況を調べる目的で、1991年の新受民事通常訴訟事件について調査実施時期（1995年7月から9月、札幌のみ12月）までに既済確定した事件について調査が行われた（以下、「改正前民事訴訟実態調査」と呼ぶ）。また、1998年の民事訴訟法施行後の実務状況を調べる目的で、2000年の新受民事通常訴訟事件について調査実施時期（本調査は2004年8月から9月）までに既済確定した事件について調査が行われた（以下、「改正後民事訴訟実態調査」と呼ぶ）。いずれも高等裁判所所在地の地方裁判所本庁に限定し、それぞれの地方裁判所ごとに一定の標本数を定め調査が行われている。「改正前民事訴訟実態調査」では1,900件分の訴訟記録につき調査が行われ、「改正後民事訴訟実態調査」では概

ね 2,000 件分の訴訟記録につき調査が行われた¹⁴。訴訟記録から得られた情報を踏まえた分析という意味では本稿の分析と類似する部分が多いため、本稿の関心と関連する部分に限ってその知見を参照することとする¹⁵。

3. 先行研究の知見の整理

以上において、本稿の分析に関係し得る先行研究の背景となる調査、ならびにそれと関連させて本稿の分析対象となる調査データの背景について簡単に紹介をした。以下では、これらの調査において本稿の問題関心と関連する部分についてどのような結果が示されているかを整理することとする。すなわち、第一審の終局形態、とりわけ判決で終わるか和解で終わるかという点と、事件類型、代理人の有無、そして当事者属性がそれぞれどのように関連しているのかという点について、これらの研究において示されている点を以下において紹介する。もっとも、それらの知見は、一部は統計的検定を踏まえたものであるが、基本的には単純なクロス集計表等を踏まえた検討であり、変数間の関連について統計的な検定を経ていないものが多い。以下において取りまとめた知見の大部分は統計的検定を経たものでないことには予め注意をされたい。他方で、統計的検定を経て示されている知見については、その旨が分かるように記述をしている。

(1) 事件類型との関連

事件類型と第一審の終局形態との関連については、各種の調査において両者に一定の関連があることが指摘されている。もっとも、これらの知見を整理することが困難である理由として、調査ごとに事件類型の分類が必ずしも同一ではないことが挙げられる。さしあたり、各種の調査において示されている結果を、判決と和解で終局した比率の違いに注目しつつ列挙すると、以下の通りである。

まず、「2000年民事訴訟利用者調査」においては、事件類型を「人事」、「金銭」、「建物」、「土地」、「その他」の5カテゴリに、終局区分を「判決」、「和解」、「取り下げ」、「その他」の4カテゴリに分けたうえでクロス集計を行い、「金銭」において和解で終わる事件が若干多いことを指摘している（司法制度改革審議会 2000: 68）。これを引き継いだ「2006

14 これらの調査の概要と分析結果については、民事訴訟実態調査研究会（2000; 2008）を参照されたい。なお、これらの調査では簡易裁判所の訴訟記録調査もあわせて行われているが、本稿の分析対象が地方裁判所における訴訟記録調査によるものであることから、簡易裁判所を対象とした調査についてはここでは言及しない。

15 これらの調査は、民事訴訟法学者が中心となってデータ抽出を行ったため、「2004年訴訟記録調査（前回調査）」と「2014年訴訟記録調査（今回調査）」に比して非常に豊富な情報をデータとして収集している。

年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」では、当事者の回答に基づく事件類型と、終局区分（「判決」、「和解」、「取下げ」、「その他」、「わからない」の5カテゴリ）との関連が調べられている¹⁶。たとえば、「2006年民事訴訟利用者調査」では、「職場」に関する事件の場合に和解の比率が高いことが指摘されている（民事訴訟制度研究会 2007: 66）。また、「2011年民事訴訟利用者調査」では、判決で終局した事件と和解で終局した事件の比率を比較して前者が高い事件類型として「金銭」を、逆に後者が高い事件類型として「夫婦家庭」、「商品」、「交通事故」、「職場」、「相続」、「取引」を挙げている（民事訴訟制度研究会 2012: 130）。また、「2016年民事訴訟利用者調査」では、「金銭」、「土地建物」において判決で終局した事件の比率が和解で終局した事件の比率を上回り、「夫婦家庭」、「商品」、「交通事故」において後者の比率の方が高いことが指摘されている（民事訴訟制度研究会 2018: 162）。

次に、「2004年訴訟記録調査（前回調査）」についてであるが、ここにおける事件類型と終局区分との関連については、守屋（2011: 873-872）が、「2004年当事者調査」の回答者に限定しつつ、これと結合された「2004年訴訟記録調査（前回調査）」のデータを用いて検討を加えている。それによれば、「売買代金関係」、「境界画定」、「保証関係」、「立替金・求償金関係」では判決で終わる比率が高く、「労働」、「相続関係」、「交通事故関係」、「家賃・地代関係」では和解で終わる比率が高いとされている。これを踏まえて守屋（2011: 871）は、権利義務関係が確認しやすい、あるいは将来のために明確化すべき要請の高い事件類型では判決となりやすく、事件処理が定型化されているもの、あるいは当事者関係の継続性が考慮されるようなものでは、和解に至りやすいと指摘している。

「改正前民事訴訟実態調査」および「改正後民事訴訟実態調査」では、いずれにおいても訴訟記録の表題部の記載に基づき事件類型を第一次的に入力し、これを訴状の請求内容に照らして事後的に修正を加えたものを用いている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 18; 2008: 24-26）。もっとも、いずれの調査においても事件類型としては標準類型と細類型とが用意されているが（民事訴訟実態調査研究会 2000: 20表1-2-5-2; 2008: 26表1-2-5-2）、事件類型と終局形態との関連を調べたところでは（民事訴訟実態調査研究会 2000: 47-48; 2008: 90-91）、改正前と改正後のそれぞれの調査の集計の表示に際して用いている分類基準が異なっているようである。さしあたり、「改正後民事訴訟実態調査」による集計をみてみると、「交通事故」において和解率が顕著に高く、「土地建物」では和解率が低いとされている（民事

16 したがって事件類型は、それぞれの調査における事件類型についての回答の選択肢に即していることになる。質問紙における事件類型についての回答の選択肢については、それを適宜略記して分析結果が表示されている。事件類型についての略記の仕方については、民事訴訟制度研究会（2007: 19; 2012: 31; 2018: 37-38）を参照されたい。また、それらの事件類型ごとの終局区分の比率を示したクロス集計表については、民事訴訟制度研究会（2007: 437表2D-24; 2012: 583表2D-24-1; 2018: 529表2D-24）を参照されたい。

訴訟実態調査研究会 2008: 90-91)。なお、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」については、答弁のあった事件に限定した分析もなされている。それによると、「改正前民事訴訟実態調査」に関しては、事件類型ごとに和解成立率に顕著な違いはなかったとされているが（民事訴訟実態調査研究会 2000: 310）、「改正後民事訴訟実態調査」に関しては、「交通事故」において和解率が高く、「土地建物」において和解率が低いことに加え、「金銭取立」の和解率も低いことが指摘されている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 475）。

以上の通り、それぞれの調査によって事件類型の整理が異なるため、これらの知見を正確に対応させて結果を評価することは困難であるが、いずれにせよ、どの調査においても事件類型によって判決か和解のいずれで終局しやすいかという点に違いがみられることが、程度の差はあれ指摘されていることは確認できたであろう。すなわち、訴訟で扱われている事件がどのような性質のものであるかは、終局形態の在り方と一定の関連を有していると考えられるのである¹⁷。

(2) 代理人の有無との関連

代理人の有無と終局形態との関連について、「民事訴訟利用者調査」の評価には若干の変遷がある。すなわち、「2011年民事訴訟利用者調査」においては代理人の有無で判決と和解の比率に大きな違いはないと評価されているが（民事訴訟制度研究会 2012: 130）、「2006年民事訴訟利用者調査」と「2016年民事訴訟利用者調査」においては、代理人が付いている場合に和解で終わる事件が多いとされている（民事訴訟制度研究会 2007: 66; 2018: 162）。なお、「2000年民事訴訟利用者調査」についていえば、終局状況について整理した箇所（司法制度改革審議会 2000: 67-68）には、少なくとも代理人の有無別の分析結果についての言及はない。しかしながら、このデータを分析した今在・今在（2004）は、第一審の結果が和解であるか否かを従属変数としたロジスティック回帰分析を行っており、そこで代理人の有無も統制変数として投入している。それによれば、そもそも変数減少法の結果、代

17 この事件類型は、もっぱら紛争の対象の性質に即した分類であるが、訴訟の性質に依拠した類型化である訴訟類型を用いて、それと終局形態との関連を調べたものとして高橋（2006）がある。これは、「2000年訴訟利用者調査」を用いた2次分析の成果である。ここでは、いわゆる人格訴訟と商業訴訟の区別（これについては、田辺 1964: 353-355を参照）に基づいて太田・穂積（1971: 290-295）が示した訴訟類型と終局形態との関連に関する仮説の検証が行われている。高橋（2006: 182）は、太田・穂積（1971）の仮説を、「人格訴訟は、しばしば理非曲直を明らかにしたいと当事者が望んでいるがゆえに、訴訟上の和解による解決に馴染まないのに対し、商業訴訟においては、両当事者の費用便益の計算結果として、判決よりも和解が選好される可能性が小さくない」という内容を指すものと整理したうえで、「2000年民事訴訟利用者調査」の自然人原告のデータに限定したうえで検証を加えているが、それによれば人格訴訟や商業訴訟（そしてその中間形態）という違いと、当該事件が判決で終わるか和解で終わるかという点との間に統計的に有意な関連はみられないとしている（高橋 2006: 182-183）。また、「2006年民事訴訟利用者調査」のデータに基づき同様の分析を行った高橋（2010）でも、同様の結果が得られている。

理人の有無はモデルに含められていない。したがって、代理人が付いている場合に和解が多いといった関係は、少なくともこのモデルのもとでは見出せなかったことになる。

次に、「2004年当事者調査」を用いた分析結果をみると、まず守屋（2010: 191表3）において代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告、本人訴訟被告の4カテゴリごとに第一審の結果（判決、和解、その他の3カテゴリ）の比率が示されている。それによると、本人訴訟原告において和解で終わった比率が最も低いが、他方で最も和解で終わった比率が高いのは本人訴訟被告であった（守屋 2010: 190）。しかしながら、ここでの第一審の結果は質問紙調査における回答を用いていたが、対応する「2004年訴訟記録調査（前回調査）」のデータと比較すると、この点についての当事者の回答には不正確な面があることが指摘されていた（守屋 2010: 190 n2）。そこで、第一審の終局形態については「2004年訴訟記録調査（前回調査）」のデータを用いて集計したところ、本人訴訟被告では、記録の上では判決で終わっているにもかかわらず、当事者の主観としては和解で終わったと回答している場合が多かったため、全体として代理人のいない原告と被告は、いずれも代理人がいる場合、特に代理人がいる原告に比して判決で終わる比率が高かったとされている（守屋 2011: 870-869）¹⁸。このような結果を踏まえ、守屋（2010; 2011）は、原告であれ被告であれ当事者の訴訟動機をみると判決志向が強いにもかかわらず、代理人がいる場合に和解で終わる事件が多くなる機序について検討を加えている。それによれば、代理人は、裁判官からの和解の勧めの強度に対応して、当事者に有利な結果が確実に保証されない場合には当事者を説得し和解に向かわせているという過程が想定されることが、「2004年代理人調査」の分析を踏まえて指摘されている（Moriya 2009: 118-116; 守屋 2010: 197-204）。また、「2004年当事者調査」の分析により、当事者の視点からしても、代理人がいる当事者においては弁護士からの勧めが和解を選択する際の重要な考慮要素であったことが指摘されている（Moriya 2009: 128-127; 守屋 2010: 208-209）。

最後に、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」についてであるが、以上までの調査では当事者個人を分析単位としているので、その者に代理人がいるか否かという変数と第一審の結果との関連が調べられていたが、ここでは事件単位で分析が行われているため、原告と被告それぞれについて代理人がいるかいないかが調べられ、両者に代理人がいる場合、原告のみにいる場合、被告のみにいる場合、両者に代理人がいらない場合に分けて終局区分（判決、和解、取下げ、その他の4カテゴリ）との関連が調べられている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 54-55; 2008: 98-100）。その結果、「改正前民事訴訟実態調査」のデータに基づ

18 ここでは当事者のカテゴリと第一審の結果との関連について Pearson の χ^2 検定が加えられており、両者の関連は統計的に有意であることが示されている。もっとも、残差分析によって特徴的なセルを特定することはなされていない。

く分析では、代理人が双方に付いている場合に和解が多く、逆にいずれも代理人が付いていない場合に和解が少ないとされている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 54-55）。また、「改正後民事訴訟実態調査」のデータに基づく分析では、当事者双方に、あるいは被告のみに代理人が付いている場合に和解が多く、他方で、原告のみに代理人が付いている、あるいは双方に代理人が付いていない場合には和解が少ないとされ、要するに被告側に代理人が付いている場合に、和解で終わる率が高いとされている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 98-100）。なお、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」については、答弁があった事件に限定して代理人の有無と和解の成立率の関係がみられている。「改正前民事訴訟実態調査」に関しては、答弁のあった事件に限定すると代理人の有無と和解成立率との間に特徴的な差異は見いだせないとされているが（民事訴訟実態調査研究会 2000: 310）、「改正後民事訴訟実態調査」については、答弁のあった事件に限定した分析でも、そのような限定を施していない分析と概ね整合的な結果が指摘されている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 477）。

個人を単位とするか、それとも事件を単位とするかというデータの性質の違いに応じて代理人の有無をどのような変数として定義するかという点に違いがみられるが、部分的に代理人の有無と第一審の結果との関連が明確に観察されていない部分があるものの、概ね代理人がいる場合に和解の成立率が高まっている傾向がみられることが指摘されている状況にあるといえるであろう。実際に、このような結果から、代理人が訴訟上の和解の仲介者としての役割を果たしている可能性が指摘されており（民事訴訟実態調査研究会 2000: 54-55）、そのような観点から守屋（2010）等は代理人の意識等についての分析を深めているといえよう。

(3) 当事者属性との関連

最後に、当事者属性（ここでは、I-2-(1) で述べたように、自然人であるか法人であるかという意味でこの語を用いている）と第一審の終局形態との関連について、先行研究の分析状況を概観しておく。

まず、「民事訴訟利用者調査」についてであるが、ここでは自然人か法人であるかに加え、原告か被告かという点も加味して、自然人原告、自然人被告、法人原告、法人被告の4カテゴリに基づき第一審の終局形態（判決、和解、取下げ、その他の4カテゴリ）との関連が調べられている。それによれば、「2000年民事訴訟利用者調査」においては、自然人よりも法人において和解によって終わる事件が多かったことが指摘されている（司法制度改革審議会 2000: 67）。また、この「2000年民事訴訟利用者調査」のデータを分析した今在・今在（2004）では、終局形態が和解であるか否かを従属変数とし、いくつかの主観的評価のほかに、原告か被告かの別と当事者属性等を独立変数として投入したロジスティック回

帰分析を行っている。それによれば、当事者属性が従属変数に及ぼす影響は統計的に有意であった。すなわち、司法制度改革審議会（2000: 67）において指摘されているのと同じく、法人である方が和解で終わる事件が多い傾向が示されていたのである。この結果について今在・今在（2004: 243-244）は、①法人の方が感情的な対立が少ないこと、②法人の方が判決で責任の所在を明確にされることを回避したいと考えやすいこと、あるいは③訴訟経験の豊富さから判決結果の予測ができ、その予測をもとに交渉を進めやすいことが関係しているかもしれないと指摘している。

もっとも、法人の方が和解で終わりやすいという結果が示されたのは、この「2000年民事訴訟利用者調査」だけであり、以後の「2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」においては、むしろ法人ではなく自然人の方が和解で終わりやすいという結果になっていることに留意する必要がある¹⁹。すなわち、「2006年民事訴訟利用者調査」では、法人において概ね和解で終わる比率が低くなることが指摘されており（民事訴訟制度研究会 2007: 65）、「2011年民事訴訟利用者調査」では、自然人被告において和解で終わる比率が高く、法人原告において判決で終わる比率が高いことが指摘されている（民事訴訟制度研究会 2012: 129）。そして、「2016年民事訴訟利用者調査」においても、概ね自然人の場合の方が和解で終わることが多く、法人の場合は判決で終わる場合が多いと指摘されている（民事訴訟制度研究会 2018: 160-161）。

ここで、「2004年当事者調査」はそもそも法人を対象としていないことから（飯田 2020d: 131; 141）、当事者属性別の分析は行われていない。

最後に「改正前／改正後民事訴訟実態調査」についてみるが、ここでも「民事訴訟利用者調査」とは異なり事件単位のデータであるため、原告と被告それぞれの当事者属性の組み合わせにより両方自然人、原告自然人・被告法人、原告法人・被告自然人、両方法人の4カテゴリと終局区分（判決、和解、取下げ、その他の4カテゴリ）との関連が調べられている。「改正前民事訴訟実態調査」のデータを分析した結果によれば、両方自然人の場合にやや和解で終わる場合が多いとされている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 62）。また、「改正後民事訴訟実態調査」のデータを分析した結果によれば、両方法人である場合に判決で終わる場合が多く、それに次いで原告法人・被告自然人の場合に判決で終わる場合が

19 このように、「2000年民事訴訟利用者調査」とその後の「2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」との間で正反対の結果が示されていることをどのように理解すればよいであろうか。すでにI-2-(2)でも言及したように、2006年以降の「民事訴訟利用者調査」は「2000年民事訴訟利用者調査」の継続調査と位置付けられているが、その対象事件の範囲、調査方法等に大きな違いがあることは否定できない。そのような調査方法の違いによるのかもしれないが、ここではこの点について深く立ち入らない。これは、すぐ後述べるように、この「2000年民事訴訟利用者調査」以外の調査では自然人の場合の方が和解で終わりやすいことが指摘されているものの、多くの研究では、自然人か法人かの違い自体が第一審の結果を実質的に左右する要因であるとは捉えていないように思われるからである。

多いことが指摘されている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 105-108）。また、その反面で、原告自然人・被告法人、および両方自然人の場合に和解で終わる比率が比較的高いことが指摘されている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 108）。

このように、「2000年民事訴訟利用者調査」を除けば、総じて当事者が法人であるよりも自然人である場合に和解に至りやすく、法人である場合には判決に至りやすいという傾向が指摘されている。しかし、この点について、先行研究においては、当事者属性が終局形態を実質的に説明する要素であるとはあまり捉えられていないようである。たとえば、「2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」に関していえば、自然人被告については、いわゆる欠席判決事件の当事者の質問紙調査への回答率は低いことが想定されるため、回答した自然人被告において第一審終局区分が和解である事件が実際よりも多くなった可能性が指摘されている（民事訴訟制度研究会 2012: 129-130; 2018: 161）。

また、「改正前民事訴訟実態調査」の結果について、双方が自然人の場合には訴訟追行のコストの大きさから和解が選好されやすい可能性についての言及はあるが、事件類型や代理人の有無といった別変数との関連についても検討すべきであるとして、この点について明確な評価はさしあたり避けている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 62）。「改正後民事訴訟実態調査」の結果に関しても、たとえば、原告が法人で被告が自然人である場合に相対的に判決が多い傾向について、これらの事件においては実質的争点が少ない傾向がみられ、そのような結果として判決率の高さを捉えることができるかもしれないとされている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 108）。

このように、当事者属性に関しては、原告被告についての区別についても検討を要するが、概ね、法人よりも自然人の場合に和解となりやすい可能性が示されている。しかしながら、そのような結果については、これを実質的なものと捉えるよりも、調査上の理由で生じた見せかけの結果である可能性や、他の変数を考慮に加えることによってその違いを説明できるような擬似的な関連であるといった解釈がなされることが多いようである。

4. 本稿で用いるデータの限界と利点

以上の先行研究の状況を念頭に置きつつ、本稿においては「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を用いた分析を行っていくが、ここで、本稿で利用するデータと以上において紹介した先行研究で用いられているデータの違いについて、両者の得失を比較するかたちで検討を加えておくこととする。

まず、本稿で分析する「2014年訴訟記録調査（今回調査）」については、先行研究で用いられている各種の調査と比較して、これ自体としては情報量が比較的低い点を、その

デメリットとして確認しておく必要がある。「2000年／2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」では、調査方法については面接調査から質問紙調査への変更があったとはいえ、いずれにせよ当事者の裁判経験に関する主観的な評価等がデータとして収集されており、それらの変数を用いて終局形態との関連を分析することが可能となっている。この点では、2000年あるいは2006年の「民事訴訟利用者調査」のデータを用い、裁判官に対する評価等を用いて第一審の結果の違いを説明しようとした今在・今在(2004)や、原告の訴訟動機から訴訟類型の違いを析出し、これと第一審との結果との関連を調べた高橋(2006; 2010)が重要な先行研究として位置づけられることになろう。また、「2004年当事者調査」や「2004年代理人調査」を用いた守屋明の一連の研究(Moriya 2009; 守屋 2010; 2011; 2013)も、訴訟記録調査だけでは明らかにできないデータを利用して和解の成立プロセスを検討しようとした研究である。

また、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」は、「2014年訴訟記録調査(今回調査)」と同じく訴訟記録からの転記によりデータセットを構築したものであるという意味では同じであるが、ここでは民事訴訟法の研究者が実際の調査データの収集に際しても大幅に動員されており、その結果として非常に詳細なところまでデータが集められている(この点につき、三木 2001: 69を参照)。

したがって、「2014年訴訟記録調査(今回調査)」は、その内包するデータの豊富さという点では、先行研究に比して大きな制約を抱えていることは否めない。他方で、次のような利点を認めることができるように思われる。第1に、「2000年／2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」や「2004年当事者調査」のように、面接調査や質問紙調査によってデータを収集する場合には、その回収率が十分に高くないために、標本の代表性が弱まる可能性があるが²⁰、訴訟記録調査についてはそのような問題は生じない。その意味では「改正前／改正後民事訴訟実態調査」も、「2014年訴訟記録調査(今回調査)」と同

20 「2000年民事訴訟利用者調査」では面接調査についての依頼状を発送した1,612人を分母とすると、そのうち592人に対して面接調査を実施できたので回収率は36.6%である(司法制度改革審議会 2000: 48)。「2006年民事訴訟利用者調査」の回収率は31.5%であり、また小規模庁の事件について追加調査をした部分についての回収率は36.4%であった(民事訴訟制度研究会 2007: 16)。また、「2011年民事訴訟利用者調査」の回収率は32.6%(民事訴訟制度研究会 2012: 19)、「2016年民事訴訟利用者調査」の回収率は28.9%(民事訴訟制度研究会 2018: 21)であった。「2004年当事者調査」の回収率は質問紙の発送数を分母とすると44.3%である(飯田 2020d: 132)。ちなみに、この「2004年当事者調査」では留置法を用いたことにより相対的に高い回収率であったが、「2014年当事者調査」では郵送法によったため同様の計算で回収率は25.1%にまで下がっている(飯田 2020d: 139)。

社会調査一般に回収率の低下傾向が指摘されて久しいが、そのような現状を踏まえれば、これらの調査の回収率が極端に低いというわけではないであろう。そうではあるが、回収率の点から、標本の代表性については留保が必要であるとの指摘もなされているし(たとえば垣内ほか 2013: 165 菅原発言を参照)、I-3-(3)において言及したように、欠席事件における被告の回収率が低いと想定されることなど、標本中のサブカテゴリごとに回収率が異なる可能性についても慎重に検討を加える必要が生じてくる。

じく訴訟記録を対象とした調査であるので、回収率に起因する問題は生じていないが、ここでは、高等裁判所所在地の地方裁判所のみが調査対象となっていること、また各地方裁判所において標本となる訴訟記録を抽出する方法が必ずしも無作為抽出ではないことといった限界を抱えている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 8-11; 2008: 9-13）。もっとも、「改正後民事訴訟実態調査」の時点では司法統計年報の集計項目が大幅に削減されたため十分な確認ができていないとされているが（民事訴訟実態調査研究会 2008: 36）、「改正前民事訴訟実態調査」のデータについては、司法統計年報の情報と比較するなどして、そこでのデータが大きく偏ったものではないことが確認されている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 25-30）。その意味では標本の代表性にも配慮されているといえる。そうではあるが、全国の地方裁判所（ただし本庁に限定されているという限界は残る）について無作為に標本を抽出した「2014年訴訟記録調査（今回調査）」には、標本の代表性の点でメリットが認められるように思われる。

第2に、面接調査や質問紙調査に依拠した場合には回収率が問題となることと関連するが、この回収率が必ずしも高くないことから、実際に分析の対象とできる回答数は、そのもととなった事件数に比して少なくなる。I-3において紹介した先行研究においては、2変数のクロス集計表までは作成されることが多いが、それ以上の3重クロス集計表まではあまり用意されていない。これは、III-1において詳述する本稿における分析方針とも関わるが、3重クロス集計表、とりわけ事件類型を第3の変数として投入した3重クロス集計表を作成すると多くのセルの度数が小さくなってしまふ。訴訟記録自体からデータを抽出し、それゆえ調査対象とした事件数分のデータを基本的には利用できる「2014年訴訟記録調査（今回調査）」における方が、2変数を超えた多変数の関係についての分析の余地は大きいであろう²¹。それは、とりわけ、事件類型のように、それを統制すると各事件類型に該当する件数が小さくなりがちなる変数を統制変数として用いようとする場合には特に妥当する。なお、この点のメリットについては、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」との比較では主張できない。実際、これらの調査は「改正前民事訴訟実態調査」で1,900件、「改正後民事訴訟実態調査」で約2,000件のデータを収集しており、「2014年訴訟記録

21 「2014年当事者調査」は、「2004年当事者調査」と同様に、基本的に自然人である訴訟当事者全員に質問紙調査を行っている。したがって、1事件当たり複数名の当事者が調査対象となり得るので、こちらの方が訴訟記録をもとにした調査よりもデータの件数が多くなることは理論上あり得ることである。実際、「2014年訴訟記録調査（今回調査）」の対象数1,501件に対して、「2014年当事者調査」は1,852通の質問紙を発送しているが、回収数は464通である（この点につき、飯田 2020d: 113表1を参照されたい）。このように、最終的な分析対象数は、実際上は、質問紙調査の方が少なくなっている。なお、このような問題から、「2004年当事者調査」について、内容的に関連性のある、より少数の事件類型に関する分類を用意したうえで分析を行うことがなされている（この点につき、垣内 2010a: 110-113を参照）。

調査（今回調査）」よりも標本のサイズが大きい²²。

第3に、これもあくまで面接調査や質問紙調査に依拠した調査（すなわち「2000年／2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」と「2004年当事者調査」）との比較での利点であるが、当事者の主観を経た調査は、それだけ豊富な情報が得られる一方で、回答者の認識違い等により一定の誤りが生じてしまう可能性があるところ、訴訟記録調査からデータを直接転記してデータセットを構築する訴訟記録調査には、その点の問題が相対的に少ないといえるであろう。たとえば、「民事訴訟利用者調査」に関して、裁判外の和解により訴えの取下げによって終局している場合でも、当事者は訴訟上の和解により終局したと認識して回答している可能性等が指摘されている（民事訴訟制度研究会 2007: 64-65; 2018: 160）。もっとも、このような問題は、訴訟記録調査との併用がなされている場合にはある程度対処可能である。たとえば、「2000年民事訴訟利用者調査」のデータを分析した高橋（2006）は、面接調査における当事者の終局形態に関する回答と、事件票におけるそれとの間の食い違いが大きいことから、終局形態については事件票のデータを用いている（特に、高橋 2006: 190-191 n16を参照）。また、I-3-(2)でも述べたように、守屋（2010: 190 n2）も、「2004年当事者調査」における終局形態についてのデータの正確性に疑問を呈し、守屋（2011: 870-869）では、裁判結果について「2004年訴訟記録調査（前回調査）」によって得られたデータで代替させた分析結果を報告している。もちろん、訴訟記録調査についてもデータ入力時のミスは完全に防ぎきれものではないが、少なくとも面接調査や質問紙調査と比較すれば、客観的事実を確認してデータとして保存すべき部分については、訴訟記録調査の方にメリットがあることは否定できないであろう。もっとも、この点についていえば、「2014年訴訟記録調査（今回調査）」（および「2004年訴訟記録調査（前回調査）」）は、調査協力者に事前の研修を実施することで記録の転記の正確性を高めるべく配慮されているが、民事訴訟法の専門家を大量に動員した「改正前／改正後民事訴訟実態調査」との関係では、その優位性を主張することは難しいであろう²³。

最後に、第4点目として、確かに「2014年訴訟記録調査（今回調査）」自体は、面接調査や質問紙調査によるものよりも情報量の面で乏しいことは先述した通りだが、これは、この調査を踏まえて行われる「2014年当事者調査」および「2014年代理人調査」と統合して用いることが可能な設計となっており、分析数はそれらの調査に回答してくれた者が

22 2変数の関連を超えて3変数の関連を調べるという意味でも、民事訴訟実態調査研究会（2000; 2008）は、地裁ごとに2変数の関連を調べることを等を行っており、3変数の関連を扱う分析を行っている。もっとも、本稿の分析方針（III-1を参照）と同様の方針で3変数の関連を取りまとめた分析はなされていないようである。

23 そして、そのような専門性を有する者を調査員として動員できたがゆえに、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」では非常に詳細なデータが収集できたことは、先述した通りである。

いる事件に限定されるという意味で相当程度減少するが、なお当事者等の主観的な認識を踏まえた分析も参照しながら結果を解釈していくことができる。これは、「改正前／改正後民事訴訟実態調査」にはない利点として指摘しておくことができよう。

このように、本稿で分析の対象とする「2014年訴訟記録調査（今回調査）」には、先行研究として挙げた調査と比較して限界も抱えているが、なお固有の利点もあるように思われる。本稿における分析の方針はIII-1において説明するが、それがどの程度成功しているかは今後の評価を待つ必要があるものの、これらの本調査の利点をなるべく活かしたかたちでの分析が行えるように試みた²⁴。

II. 分析に用いる変数

1. 第一審終局区分

「2014年訴訟記録調査（今回調査）」では、第一審の結果について、次の2通りの方法でデータを蒐集している（詳しくは、飯田 2020b を参照）。第1の方法は訴訟記録の記録表紙に記載された結果をそのままデータとして転記するものであり（以下、これを「終局区分（表紙）」と呼ぶ）、第2の方法は調査者が判決書や和解調書を読んだうえで判断して結果を記入するものである（以下、これを「終局区分（調査者）」と呼ぶ）。いずれも、項目としては、請求認容、請求の一部認容、請求棄却、和解、請求の認諾、訴え却下、訴状却下、訴えの取下げ、その他があり、該当するものには基本的にすべてをチェックする方式となっている。また、請求認容、請求の一部認容、請求棄却については排他的選択項目であり、これらのうちのいずれかにチェックがついている場合には、それは第一審が判決によって終局した事件として括り、判決の有無を示すダミー変数として整理している。

ここで、「2004年訴訟記録調査（前回調査）」の結果と比較可能なかたちで、「2014年訴訟記録調査（今回調査）」の終局区分（「終局区分（表紙）」および「終局区分（調査者）」）の分布を示したものが表1である。「2004年訴訟記録調査（前回調査）」の終局区分の分布は河合（2010: 8表3）をもとに作成しているが、ここでの表示形式に合わせるために若干の調

24 ここで、メリットとして指摘した第3の点を活かすのであれば、訴訟上の和解と明確に区別された訴えの取下げも終局区分の1つとして取り上げ、判決、訴訟上の和解、そして訴えの取下げの3カテゴリを前提とした分析を行うことも考えられる。しかし、後述するように（III-2を参照）、本稿の分析対象である「2014年訴訟記録調査（今回調査）」において訴えの取下げで終局している事件の多くは、従来から指摘されているように、過払金返還請求事件であると考えられるため、結局、本稿においても終局区分については判決と和解を主として取り上げて分析している。

整を施している（表中では前回調査の列に記している）²⁵。また、「終局区分（表紙）」と「終局区分（調査者）」についても、集計のために以下のような整理を施している。まず、請求認容、請求の一部認容、請求棄却については、これを判決として括っているが、「終局区分（表紙）」と「終局区分（調査者）」のいずれについても、該当する結果にはすべてチェックをすることとなっている。そのため、複数の結果に該当する場合が一定数生じてくる。ここでは、それらを一括して表中の「複数の結果」に含めている。また、訴状却下については、河合（2010: 8表3）に該当する項目がなかったため、今回の調査の結果を表示するにあたっては、「終局区分（表紙）」と「終局区分（調査）」のいずれについてもこれを「その他」に含めて集計している。なお、集計の結果いずれの結果にもチェックがされていないものが、「終局区分（表紙）」において5件、「終局区分（調査者）」において1件あった。

表1 終局区分の分布

	前回調査		「終局区分（表紙）」		「終局区分（調査者）」	
	度数	%	度数	%	度数	%
判決	523	46.2%	636	42.4%	630	42.0%
和解	389	34.4%	507	33.8%	499	33.2%
訴えの取下げ	146	12.9%	250	16.7%	251	16.7%
請求の認諾	13	1.1%	6	0.4%	6	0.4%
訴え却下	8	0.7%	7	0.5%	6	0.4%
その他	16	1.4%	15	1.0%	14	0.9%
複数の結果	36	3.2%	75	5.0%	94	6.3%
なし	1	0.1%	5	0.3%	1	0.1%
合計	1,132	100.0%	1,501	100.0%	1,501	100.0%

ここで、「終局区分（表紙）」と「終局区分（調査者）」とを比較すると、両者の違いはほとんどない。そこで、以下では、基本的に「終局区分（調査者）」のデータを用いて分析を行うこととする。また、前回調査と比較すると、判決の割合が若干減り、訴えの取下げが若干増えているようであるが、いずれにせよそこまで大きな違いはない。前回調査では法人同士の事件は除外していたのに対して、今回はそれを除外しないこととしており標本の抽出枠組みに若干の変化があったが、終局区分の分布は前回調査と今回調査とで大きく異なっていないようである。

ここで終局区分として件数の多いものに注目すると、判決、和解、訴えの取下げがあ

25 河合（2010: 8表3）では、判決について「請求認容」「請求の一部認容」「請求棄却」を分けてそれぞれの分布を示しているが、本稿では、終局区分が判決か和解かという点を中心に分析をするため、ここでは判決の中身まで細分化せずに結果を表示している。そのため、表1における前回調査の判決の度数は、河合（2010: 8表3）の請求認容、請求の一部認容および請求棄却の各度数を足し合わせたものであり、%は、その和である523を全体の合計1,132で割ったうえで100を掛けることで計算したものである。

り、これらだけで「終局区分（調査者）」の91.9%を占めている。ちなみに、今回の訴訟記録調査が2014年中に終局した地方裁判所における民事通常訴訟を対象としていることから、2014年中の全地方裁判所における第一審通常訴訟既済事件の終局区分を司法統計によりみてみると、全体の141,012件のうち、判決で終わったものが61,458件（43.6%）、和解で終わったものが48,691件（34.5%）、取下げで終わったものが26,117件（18.5%）である²⁶。これらについていえば、終局区分の分布に大きな違いは見受けられない。本稿では、さしあたり、これらの量的に主要な終局区分に注目し、それぞれの結果に至った事件の特徴を記述することを以下の分析において試みることにする。そこで、さしあたり、判決、和解、訴えの取下げの3カテゴリに限定して整理した変数を、「終局区分（調査者）3カテゴリ」と呼ぶことにする²⁷。

もっとも、ここで訴えの取下げをどのように扱うかという点については、考慮を要する。すなわち、訴えの取下げについては、実質的には裁判外で和解が成立していることも多いことが指摘されており（太田・穂積 1971: 285）、ある意味では和解による解決と類似している側面もあるかもしれない。他方で、訴えの取下げについて、すべて裁判外で和解が成立していることがその理由であるとして和解と同一視することもできない。「民事訴訟利用者調査」においては、結果が取下げであった場合にその理由を尋ねているが、それによれば、裁判外の和解が成立したと思われる「相手方と話し合いがまとまったから」を挙げるものも相当程度いるが、それ以外の理由を挙げる者もおり、この点を無視することはできない²⁸。あわせて、「2004年当事者調査」では、訴えの取下げをした人に裁判外での

26 『平成26年 司法統計年報（民事・行政事件編）』の第19表の数値に基づく。

27 ここで、もとの「終局区分（調査者）」のデータは、基本的に各終局区分について該当するか否かをチェックした複数のダミー変数によって整理されていた。しかし、「終局区分（調査者）3カテゴリ」は1つの事件に対して1つの終局区分（判決、和解、取下げの3カテゴリであり、それ以外は欠損値となる）が対応するように調整された変数である。したがって、複数の結果が同時に併存する事件における処理が問題となる。表1では、そのような複数の結果が併存するものは「複数の結果」というカテゴリにいられており、それに応じて、そのような「複数の結果」の事件は、この「終局区分（調査者）3カテゴリ」では欠損値として処理されている。このような処理に起因する問題については、この後の注30でもさらに検討しているので、あわせて参照されたい。

28 「2000年民事訴訟利用者調査」では、取下げで終局したと答えた者が35人いる（司法制度改革審議会 2000の第4部資料編の20頁にある表2-10-1を参照）。そして、取下げで終局した者には、その理由が尋ねられている。そこでは、「相手方と話し合いがまとまったから」、「相手方が自分の言い分を認めたから」、「勝っても権利が実現できないことがわかったから」、「相手方が取り下げたいといったから」、「相手方があきらめたから」、「裁判官が勧めたから」、「その他」、「わからない」の8つの選択肢が用意され、複数回答を許容するかたちで尋ねられている。もっとも多く選択されたのが「相手方と話し合いがまとまったから」で16人、それに「相手方が取り下げたいといったから」の9人と「相手方が自分の言い分を認めたから」の7人が続き、それ以外は「その他」が7人あるだけで、ほかは1人か2人しか選択していない（司法制度改革審議会 2000の第4部資料編の23頁にある表2-12-5を参照）。その後の2006年以降の「民事訴訟利用者調査」では、結果が「取り下げ」である場合にその理由として「相手方と話し合いがまとまったから」、

和解が成立したか否かを直截に尋ねており、これによれば25人中11人が和解をしているものの、11人はしておらず、3人は無回答であった。

いずれにせよ、「民事訴訟利用者調査」に基づく分析においては、その該当数が少ないこともあってか、訴えの取下げを終局区分のカテゴリの1つとして維持した分析はあまりなされていないようである。たとえば、「2011年民事訴訟利用者調査」と「2016年度民事訴訟利用者調査」の集計にあたっては、終局区分と各変数のクロス集計表が示されているが、終局区分のカテゴリは判決と和解に限定されており、訴えの取下げを含むその他のカテゴリは除外して集計されている（民事訴訟制度研究会 2012; 2018 を参照）。また、「2000年民事司法利用者調査」のデータを分析した今在・今在（2004）では、終局形態を従属変数とする分析において、数の少なかった「取り下げ」と「分からない」を、判決と同様に0として括り、和解で終わった事件のみを1とするダミー変数を用いている。なお、それとあわせて、逆に判決を1、それ以外を0として括るダミー変数を従属変数とした分析もあわせて行っているが（今在・今在 2004: 242）、いずれにせよ訴えの取下げを独立したカテゴリとしては扱っていない。「2004年当事者調査」と「2004年代理人調査」に依拠した守屋（2010）も、基本的には判決と和解の2カテゴリに注目して分析を進めている²⁹。

ここで、「2014年訴訟記録調査（今回調査）」についていえば、終局形態が訴えの取下げの事件数も相当数あり（表1を参照）、したがって、これを判決と和解に並ぶ独立した終局形態のカテゴリとして扱うことも考えられるところである。しかし、後述するように（III-2を参照）、この訴えの取下げは、従来から指摘されているところであるが、専ら過払金利得返還請求事件において用いられており、これを除外して分析しようとする、訴えの取下げで終局した事件数は極端に減少する。したがって、本稿においても、終局形態と

「勝てそうにないと思ったから」、「勝っても権利が実現できないことがわかったから」、「相手方が取り下げたいといったから」、「その他」、「わからない」を選択肢として用意し、あてはまるもの1つを選択するかたちで尋ねている。このうち、裁判外での話し合いの結果を踏まえての取下げと思われる「相手方と話し合いがまとまったから」を選択する者は、「2006年民事訴訟利用者調査」では43.2%、「2011年民事訴訟利用者調査」では24.2%、「2016年民事訴訟利用者調査」では35.1%であったとされている（民事訴訟制度研究会 2007: 69; 2012: 141; 2018: 176）。「相手方が取り下げたいといったから」も、一定の話し合いを踏まえたものと捉えると、これら2つで相当程度の割合を占めるが、「2011年民事訴訟利用者調査」と「2016年民事訴訟利用者調査」では、「勝っても権利が実現できないことがわかったから」が、それぞれ18.2%と16.2%であり、一定の割合を占めているとされる（民事訴訟制度研究会 2012: 141-142; 2018: 176-177）。もっとも、いずれにせよ、そもそも終局区分として取下げを選択した者が少ないため、明確な分析は困難であるとされているが（民事訴訟制度研究会 2012: 141; 2018: 176）、訴えの取下げと訴訟上の和解とを、広い意味での和解で終わった事件として括ることは必ずしも適当ではないと考えられる。

29 もっとも、「2004年代理人調査」に依拠した分析の一部において訴えの取下げを和解に含めて分析している箇所がある（たとえば、守屋 2010: 199表6および表7を参照）。これは、「2004年代理人調査」においては、一番の結果について、単に取下げではなく、「裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた」というかたちで選択肢を設けていることが関係していると思われる。

しては主として判決と和解とに注目し、どのような事件においていずれの終局形態となりやすいかを検討することとする。そのため、「終局区分（調査者）」のデータをもとに作成された判決と和解の2カテゴリに限定した変数を、さしあたり「終局区分（調査者）ダミー」と呼ぶこととする（便宜的に、判決の場合を0、和解の場合を1としている）³⁰。

2. 事件類型

事件類型については、木下（2020）において用意された「事件名1」を使用する。もっとも、本稿では、事件類型ごとに終局区分の分布がどのように異なるかを調べるほか、事件類型ごとに各種の変数と終局区分の関係がどのようになっているかをクロス集計表により検討するものである。そのため、事件類型ごとに一定程度の件数が確保されている必要がある。ここでは、恣意的な基準であることを否定できないが、該当件数が100件を超える「貸金関係」（122件）、「立替金・求償金関係」（140件）、「交通事故関係」（122件）、「交通事故以外の損害賠償」（179件）、「土地・建物の明け渡し」（273件）、「不当利得返還（過払金を含む）」（279件）に、まずは注目する。もっとも、「2014年訴訟利用者調査（今回調査）」では、標本抽出段階で過払金返還請求事件を対象から除外していない。そこで、過払金返還請求事件に該当すると思われる事件を1、そうでないものを0とするダミー変数

30 同様に「終局区分（表紙）」に基づき判決と和解の2カテゴリに限定した「終局区分（表紙）ダミー」も作成している。なお、注27でも言及したが、これらの変数を作成するにあたって、複数の結果が併存している事件については、これを「複数の結果」によって終局したもとしてさしあたり整理し、最終的には欠損値として処理している。したがって、「終局区分（調査者）ダミー」や「終局区分（表紙）ダミー」においては、判決や和解により終局したとして整理されているのは、それら以外の結果が併存していない事件に限られており、複数の結果が併存している事件は欠損値とされ、これらの変数を用いた分析では一律に対象から除外されていることに注意を要する。もっとも、判決と和解の両方に該当している場合には、いずれにせよこれをどのように扱うべきかについては決め手に欠けるように思われるが、そのような結果の併存状態が認められる件数は、「終局区分（表紙）」によれば17件、「終局区分（調査者）」によれば22件と、そこまで多くはない。また、判決が和解以外の結果と併存している事件は「終局区分（表紙）」によれば31件、「終局区分（調査者）」によれば37件であり、和解が判決以外の結果と併存している事件は「終局区分（表紙）」で19件、「終局区分（調査者）」で27件であり、これらもそこまで多くはないように思われる。ただし、念のため、判決が和解以外の結果とだけ併存している場合にはこれを判決で終局した事件として扱い、また、和解についても同様に判決以外の結果とだけ併存している場合にはこれを和解で終局した事件として扱うことで、判決と和解に該当する事件数を広くとったダミー変数を、「終局区分（表紙）」と「終局区分（調査者）」それぞれに基づいて作成した。これらを、それぞれ「終局区分（表紙）拡大ダミー」と「終局区分（調査者）拡大ダミー」と呼ぶこととする。

本稿では、最終的に終局結果としては判決と和解に限定して分析するため、第一審の結果については「終局区分（調査者）ダミー」を主として変数として用いている。これに代えて、「終局区分（表紙）ダミー」、あるいは「終局区分（調査者）拡大ダミー」ないし「終局区分（表紙）拡大ダミー」を用いて分析をした場合でも、本稿における分析結果は大きく変わることはない。結果が微妙に変わる部分については、適宜の箇所脚注によりその旨を指摘することとする。

を用意し³¹、「不当利得返還（過払金を含む）」に該当する 279 件中どの程度が過払金返還請求事件であるかを調べた。そうしたところ、279 件中 245 件が、過払金返還請求事件に該当し得るものであると判別された。したがって、「不当利得返還（過払金を含む）」に該当する事件の大部分は過払金返還請求事件に該当している蓋然性が高く、そのような蓋然性のある事件を除外すると 34 件しか残らない。そこで、本稿では、事件類型と終局形態の関連をみる限りでは「不当利得返還（過払金を含む）」も分析対象にさしあたり含めるが（III-2 を参照）、それ以後の分析においては、大部分が過払金返還請求事件である可能性に鑑み、「不当利得返還（過払金を含む）」を分析対象から除外している。

3. 代理人の有無と当事者属性

本稿では、終局結果を説明する変数として、事件類型のほかに代理人の有無と当事者属性を用いる。ここで、「2000 年／2006 年／2011 年／2016 年民事訴訟利用者調査」や「2004 年当事者調査」では、面接ないし質問紙調査の回答者を単位としてデータが得られているので、これらの当事者に代理人がいるか否か、あるいは自然人か法人かという点について、コーディング上の大きな問題は生じない³²。しかし、事件単位で分析をする場合には、この点について一定の検討を要する。具体的には、原告と被告のいずれか、あるいは両方が複数名存在する場合に、どのように代理人の有無と当事者属性を確定すればよいかという問題について検討しておく必要がある。本稿では、さしあたり、同様に訴訟記録に基づく事件単位のデータを分析した先行研究である「改正前／改正後民事訴訟実態調査」の例に倣い、代理人の有無については、少なくとも 1 人の当事者に代理人が付いている場合には代理人ありと分類することし、当事者属性については 1 当事者でも法人がいれば、これを法人として分類する方針をさしあたり採用することとした（民事訴訟実態調査研究会 2000: 18-20; 2008: 26-27）。

もっとも、代理人の有無については上記の点について実際には迷う必要はない。そもそ

31 この変数は、以下の手順で用意された。まず、事件の標目として「不当利得返還（過払金を含む）」に該当するとされている事件のうち、原告当事者が自然人のみであり、かつ被告当事者が法人のみである事件を暫定的に過払金返還請求事件に該当し得るものとして 1 を割り振り、それ以外には 0 を割り振ることで暫定的な識別のためのダミー変数とした（ここまでの手順については、飯田 2020b を参照）。ここでは、そのうえで、テキストデータとして残された事件結果概要において「過払」の文字が含まれているものを中心に確認し、補正を加えて、過払金返還請求事件に該当すると思われる事件を特定するダミー変数とした。なお、この補正作業は、本特集の企画者である飯田高教授（東京大学）の労によるものであり、ここに感謝の意を記させていただく。

32 すでに指摘している通り、「2004 年当事者調査」は自然人に限定して行われているので、当事者が法人である場合は調査設計上ないこととなっている。

も、ここでの調査では、その後の代理人に対する質問紙調査のため代理人の個人情報を控えているが、今回の分析対象となるデータに関していえば、代理人の人数くらいしか含まれていないのである（この点、飯田 2020b を参照）。ここでは、原告について少なくとも 1 人の当事者に代理人が付いている場合に 1 を、代理人が一切いない場合に 0 を割り当てたダミー変数（以下、「原告代理人ダミー」とする）と、被告についても同様の割り当てをしたダミー変数（以下、「被告代理人ダミー」とする）を、代理人の有無を示すデータとして用いることとする。また、両者の組み合わせにより、「原告・被告ともに代理人なし」、「原告代理人あり・被告代理人なし」、「原告代理人なし・被告代理人あり」、「原告被告ともに代理人あり」という 4 カテゴリーより成る変数が作成できるが、以下ではこれを「原告被告代理人組合せ」と呼ぶ。

次に当事者属性についてであるが、データ上は、まずは原告、被告それぞれについて自然人の人数と法人の人数が記録される。そこで上述の方針に従い、原告、被告それぞれについて法人の人数が 0 人である場合（すなわち、当事者が自然人のみである場合）に 0 を割り当て、法人が 1 人以上の場合（すなわち、当事者に少なくとも 1 人以上の法人が含まれる場合）に 1 を割り当ててダミー変数を用意した（以下、それぞれ「原告属性ダミー」、「被告属性ダミー」と呼ぶこととする。これは、当事者が自然人のみである場合を特に取り出すものであるといえる³³）。また、代理人の有無と同じく、ここでも、この 2 変数を組み合わせて、「原告・被告ともに自然人のみ」、「原告法人あり・被告自然人のみ」、「原告自然人のみ・被告法人あり」、「原告被告ともに法人あり」という 4 カテゴリーより成る変数が作成できるが、以下ではこれを「原告被告属性組合せ」と呼ぶ。

33 もっとも、当事者に自然人と法人の両方が含まれていても、実質的には同一であるという場合も多いであろう（飯田 2020d: 146 n61）。そうすると、法人といっても、その実質がどのようなものであるかを明らかにする必要がある。しかし、「2014 年訴訟記録調査（今回調査）」に依拠して行われる「2014 年当事者調査」は、「2004 年当事者調査」と同様に自然人のみを対象として発送されたものであり（たとえば、飯田 2020d: 146 表 6 を参照）、法人の詳しい属性については明らかにすることができない。いずれにせよ、当事者属性の分類には曖昧な部分が残らざるを得ないという点には留意しておく必要がある。ここで、飯田（2020b）が原告と被告それぞれについて自然人と法人が混在している場合を独立のカテゴリーとして抜き出して集計しているが、それによれば両者の混在は原告においては全体の 1.7% とそこまで多くない一方、被告については全体の 12.1% が該当するとされている。

Ⅲ. 分析

1. 分析の方針

本稿では、「2004年当事者調査」と「2004年代理人調査」を踏まえて行われた和解形成過程における代理人の役割に注目した分析（Moriya 2009; 守屋 2010; 2011; 2013）を参考にした分析を、その10年後の調査である「2014年当事者調査」や「2014年代理人調査」に対しても実施していく予定であることに鑑み、その知見が妥当する領域をある程度把握しておくために「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を用いて、代理人が和解の形成を促進しているとみられる部分がどの程度あるかを大まかにでも把握するための分析を行うことを目標としている（I-1を参照）。ここで、先行研究によれば、確かに代理人が付いている場合に和解で終わる比率が高い傾向にあることはそれなりに一貫して指摘されている（I-3-（2）を参照）。他方で、それと同時に事件類型も、当該事件の終局区分をある程度方向付けている可能性が示されている（I-3-（1）を参照）。そうであるとする、代理人の有無によって和解で終わる比率が変動するとしても、それが事件類型を統制したうえでもみられるかは検討しておく必要があるように思われる。とりわけ、事件類型によって代理人が付く比率に違いがあるのであれば、代理人がいることで和解によって終わる比率が高まっているようにみえる部分は、結局、代理人の付きやすい事件類型が和解による処理がなされやすい事件であるためにそのようにみえるという擬似的な関連に過ぎないかもしれない。あるいは、代理人が付くことにより和解で終わる比率に変動があるのは、一定の事件類型に限定された知見であることが判明するかもしれない。このように、2変数のクロス集計表にとどまらず、3変数によるクロス集計表による検討を加えることは、2変数の関連の意味合いを評価するうえで重要な手がかりを与えてくれる³⁴。

ここで、以下においては、まずは事件類型ごとに終局区分の比率に違いがあるか、そして代理人の有無の状況についても違いがあるかを確認する。そのうえで、代理人の有無と終局区分の関連を調べたうえで、事件類型を第3の変数として投入した3重クロス集計表による検討を加える。ここで、I-4でも述べたように、面接調査や質問紙調査による場合、最終的な回収数の問題から同一の事件類型に含まれる件数はそこまで多くなく、そのため一定の事件類型に限定した分析は困難となりがちであると考えられる。実際に、「2000年／2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」の集計では、事件類型を第3

34 このような3変数のクロス集計表による検討の重要性については、岩井・保田（2007: 第11章）を参照されたい。あわせて、太郎丸（2005: 第6章）も参照されたい。

の変数として投入した3重クロス集計表による検討はなされておらず、その集計は概ね2変数によるクロス集計表にとどまっている（民事訴訟制度研究会 2007; 2012; 2018 を参照）³⁵。また、守屋（2010: 190-191; 2011; 870-869）でも、代理人の有無および原告か被告かという点で当事者を4カテゴリに分け、それと終局区分との関連は調べられているが、あくまで2変数の関連を調べるにとどまっており、事件類型による統制はなされていない。この点は、それらの調査の標本数等に鑑みればやむを得ない判断であった可能性は高いが、ここで分析の対象とする「2014年訴訟記録調査（今回調査）」は、それらより分析に用いることのできる件数は多いので、該当する件数が多い事件類型（II-2を参照）に限定しつつ分析を行っていく余地が相対的に大きいと考えられる。もっとも、そうはいても、以下にみていくように、やはり3重クロス集計表までいくと、セルによっては含まれる度数が極端に少なくなる部分が出てくることは否定できない。したがって、本稿では各セルに含まれる度数の状況も把握しながら3変数の関連を探っていくことができるよう、高度な多変量解析の手法は用いず、さしあたりクロス集計表等によって視覚的にも変数の分布状況が分かるような方法で分析を進めていくこととする³⁶。なお、当事者属性についても代理人の有無に即した分析を行うが、これは代理人の有無と当事者属性との間にも一定の関連を想定し得るからであるとともに、この「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を踏まえた「2014年当事者調査」はあくまで自然人である当事者しか対象としていないため、そのような当事者調査から得られた知見を訴訟事件全体のなかでどのように位置づけるかを検討する手がかりを得るには、少なくとも訴訟利用調査班による調査の枠内では「2014年訴訟記録調査（今回調査）」のデータを分析するほかないためである。

2. 事件類型による違い

「事件名1」について、100件以上が該当している「貸金関係」、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「土地・建物の明け渡し」、「不当利得

35 「2000年民事訴訟利用者調査」のデータを用いて和解成立要因の探求を多変量解析の手法により試みている今在・今在（2004）では、原告・被告の別、自然人・法人の別といった変数等と、それらと主要変数の交互作用を投入してもモデルの改善がなかったことから、そこで示された主要な知見の状況依存性を否定しようとしている（今在・今在 2004: 243-244）。そのようななかたちで一定の統制を加えることが試みられているが、事件類型自体は統制変数として用いられていない。また、「2000年／2006年民事訴訟利用者調査」のデータについて、事件類型とは異なる訴訟類型を用いて、それと終局区分との関連を調べた高橋（2006; 2010）も、2変数のクロス集計表に基づく分析に依拠している。

36 高度な多変量解析の手法を用いなくとも、このような分析に意義が認められることについては、太郎丸（2005: 77-79）を参照されたい。なお、本稿における以下の分析については特段の断りがない限り、統計的な有意水準は5%に設定している。

返還（過払金を含む）」について、「終局区分（調査者）3カテゴリ」との関連みるために作成したクロス集計表が表2である。両変数の関連の有無を Pearson の χ^2 検定により検証したところ、両者が独立であるという帰無仮説は棄却された（ $\chi^2 = 319.591, p = .000$ ）。

表2 事件類型ごとの終局区分

	判決	和解	取下げ	合計
貸金関係	65 (56.0%) 2.23	39 (33.6%) 0.09	12 (10.3%) -2.86	116 (100.0%)
立替金・求償金関係	103 (75.7%) 7.39	20 (14.7%) -4.93	13 (9.6%) -3.38	136 (100.0%)
交通事故関係	45 (36.9%) -2.22	68 (55.7%) 5.61	9 (7.4%) -3.81	122 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償	79 (46.7%) 0.13	79 (46.7%) 4.06	11 (6.5%) -4.91	169 (100.0%)
土地・建物の明け渡し	152 (59.6%) 4.91	67 (26.3%) -2.73	36 (14.1%) -2.88	255 (100.0%)
不当利得返還（過払金を含む）	36 (15.1%) -11.04	72 (30.1%) -1.18	131 (54.8%) 15.02	239 (100.0%)
合計	480 (46.3%)	345 (33.3%)	212 (20.4%)	1037 (100.0%)

各セルの上段は度数，カッコ内は行%，下段は調整済み残差
 $\chi^2 = 319.591, p = .000$

調整済み残差の絶対値が1.96よりも大きいセルに注目すると、「貸金関係」，「立替金・求償金関係」，「土地・建物の明け渡し」では判決により終局する比率が高い。また，和解により終局する比率の高い事件類型としては、「交通事故関係」と「交通事故以外の損害賠償」がある。訴えの取下げについてみると，これはもっぱら「不当利得返還（過払金を含む）」において生じていることが分かる。

ここで，II-2において述べたように「不当利得返還（過払金を含む）」に該当する事件の多くは過払金返還請求事件である蓋然性が高い。そして，この「不当利得返還（過払金を含む）」に該当する事件で訴えの取下げにより終局した131件のうち126件が過払金返還請求事件に該当し得るものであった³⁷。訴えの取下げで終局した事件は「不当利得返還（過払金を含む）」に集中しており，しかもその大部分が過払金返還請求事件に該当し得る事件であることからすると³⁸，このような過払金返還請求事件を分析から除外すると，訴えの取下げは，「土地・建物の明け渡し」において若干の数があるものの，終局区分とし

37 過払金返還請求事件に該当し得る事件を識別するためのダミー変数の作成手順については，注31を参照されたい。

38 「裁判の迅速化に係る検証」においても，過払金返還請求事件の急増は不当利得返還請求事件の急増の背景にあり，かつその事件処理の様態は，訴え提起後の早い段階で当事者間により裁判外の和解が成立して訴えの取下げによることが多いことが指摘されている（最高裁判所事務総局 2009: 24-25）。

て占める比率は高くない。そこで、以下の分析においては、終局区分について判決と和解のみに限定して分析するため、「終局区分（調査者）3カテゴリ」ではなく、「終局区分（調査者）ダミー」を用いていくこととする。また、過払金返還請求事件を多く含んでいると考えられる「不当利得返還（過払金を含む）」の類型については、分析から除外することとする。

そこで、事件類型について「不当利得返還（過払金を含む）」を除外した5カテゴリに限定し、これと「終局区分（調査者）ダミー」の2変数についてクロス集計を行った結果が表3である。Pearsonの χ^2 検定により独立性の検定をしたところ、両者が独立であるという帰無仮説は棄却された（ $\chi^2 = 62.980, p = .000$ ）。「貸金関係」については明瞭な結果が示されていないが、「立替金・求償金関係」、「土地・建物の明け渡し」については判決で終局する比率が高く、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」については和解が成立する比率が高いという点は、終局区分について3カテゴリを用いて分析した場合と同様の結果である。

表3 事件類型ごとの終局区分（2カテゴリ）

	判決	和解	合計
貸金関係	65 (62.5%) 0.13	39 (37.5%) -0.13	104 (100.0%)
立替金・求償金関係	103 (83.7%) 5.47	20 (16.3%) -5.47	123 (100.0%)
交通事故関係	45 (39.8%) -5.27	68 (60.2%) 5.27	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償	79 (50.0%) -3.50	79 (50.0%) 3.50	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し	152 (69.4%) 2.74	67 (30.6%) -2.74	219 (100.0%)
合計	444 (61.9%)	273 (38.1%)	717 (100.0%)

各セルの上段は度数、カッコ内は行％、下段は調整済み残差
 $\chi^2 = 62.980, p = .000$

以下では、代理人の有無と当事者属性について「終局区分（調査者）ダミー」との関連を調べ、さらにこれらの関連が事件類型を統制したうえでどのように変化していくかをみていくこととするが、その考察の前提として、事件類型と代理人の有無および当事者属性との関連をここで確認しておく。なお、ここでは「終局区分（調査者）ダミー」が判決か和解である事件に限定して分析を行っている。

「原告代理人ダミー」と事件類型との関連を示したクロス集計表が表4aであり、「被告代理人ダミー」と事件類型との関連を示したクロス集計表が表4bである。「原告代理人ダミー」と事件類型との関連は、Pearsonの χ^2 検定によれば統計的に有意であった

($\chi^2 = 38.545, p = .000$)³⁹. 「土地・建物の明け渡し」において代理人が付いていない比率が高いことと、「交通事故関係」では代理人が付いていないケースが存在しないことが特徴として指摘できる。また、「被告代理人ダミー」と事件類型との関連も、Pearson の χ^2 検定によれば統計的に有意であった ($\chi^2 = 334.794, p = .000$)⁴⁰. 「貸金関係」, 「立替金・求

表 4a 事件類型ごとの原告代理人の有無

	なし	あり	合計
貸金関係	18 (17.3%) 0.34	86 (82.7%) -0.34	104 (100.0%)
立替金・求償金関係	20 (16.3%) 0.03	103 (83.7%) -0.03	123 (100.0%)
交通事故関係	0 (0.0%) -5.09	113 (100.0%) 5.09	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償	21 (13.3%) -1.12	137 (86.7%) 1.12	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し	57 (26.0%) 4.75	162 (74.0%) -4.75	219 (100.0%)
合計	116 (16.2%)	601 (83.8%)	717 (100.0%)

各セルの上段は度数, カッコ内は行%, 下段は調整済み残差
 $\chi^2 = 38.545, p = .000$

表 4b 事件類型ごとの被告代理人の有無

	なし	あり	合計
貸金関係	77 (74.0%) 4.32	27 (26.0%) -4.32	104 (100.0%)
立替金・求償金関係	97 (78.9%) 5.95	26 (21.1%) -5.95	123 (100.0%)
交通事故関係	4 (3.5%) -11.86	109 (96.5%) 11.86	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償	27 (17.1%) -10.71	131 (82.9%) 10.71	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し	186 (84.9%) 10.84	33 (15.1%) -10.84	219 (100.0%)
合計	391 (54.5%)	326 (45.5%)	717 (100.0%)

各セルの上段は度数, カッコ内は行%, 下段は調整済み残差
 $\chi^2 = 334.794, p = .000$

39 観測度数をみると「交通事故関係」において原告代理人がない場合のセルが0となっている。もっとも、最小の期待度数が1以上であり、かつ期待度数が5未満のセルが全セルの2割以下であるため、ここではさしあたり Pearson の χ^2 検定によって独立性の検定を行っている。Pearson の χ^2 検定を行うことの適否を判断する基準については、太郎丸 (2005: 19) を参照されたい。

40 ここでも、観測度数をみると「交通事故関係」において被告代理人がない場合のセルが4となっている。もっとも、最小の期待度数が1以上であり、かつ期待度数が5未満のセルが全セルの2割以下であることから、ここでも Pearson の χ^2 検定によって独立性の検定を行っている。

償金関係」および「土地・建物の明け渡し」において代理人が付いていない傾向にあり、他方で「交通事故関係」と「交通事故以外の損害賠償」では代理人が付いている傾向にある。

なお、原告と被告の代理人の有無の組み合わせによって作成された「原告被告代理人組合せ」について事件類型との関係を整理したものが図1である。ここではあくまで参考として、事件類型ごとの各カテゴリの比率を示すにとどめているが、とりわけ、「交通事故関係」および「交通事故以外の損害賠償」で双方に代理人が付いている比率が高いといった特徴を観取することができるであろう。

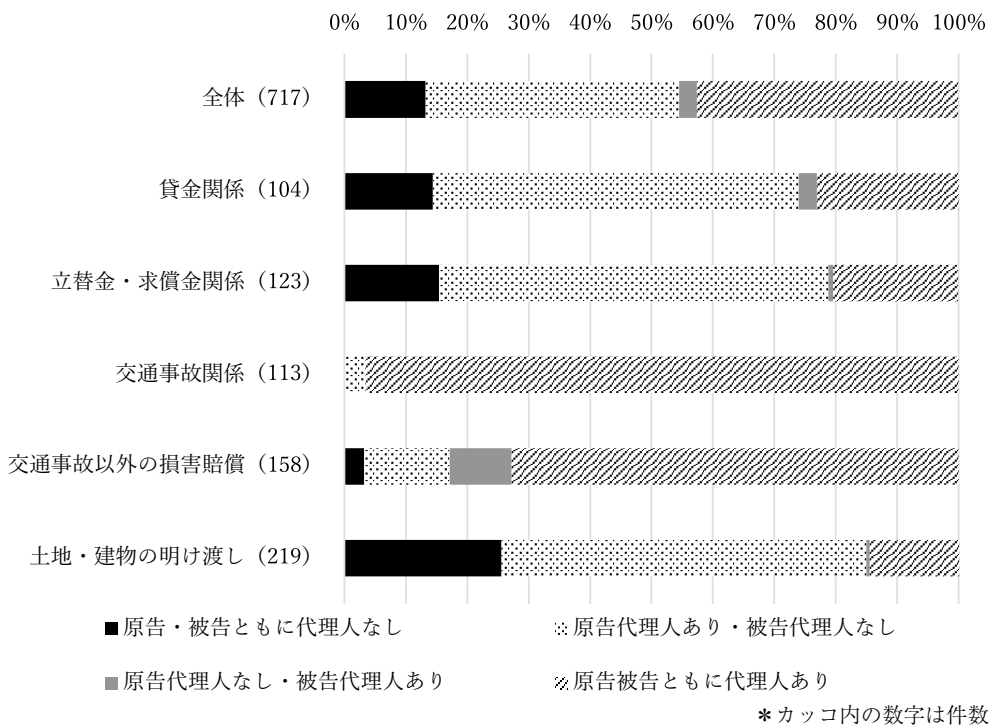


図1 事件類型ごとの原告被告代理人の有無の組み合わせ

次に当事者属性と事件類型との関連であるが、「原告属性ダミー」と事件類型との関連を示したクロス集計表が表5aであり、「被告属性ダミー」と事件類型との関連を示したクロス集計表が表5bである。「原告属性ダミー」と事件類型との関連は、Pearsonの χ^2 検定によれば統計的に有意であった ($\chi^2 = 255.213, p = .000$)⁴¹。原告側が自然人のみの事件が

41 観測度数をみると「立替金・求償金関係」において原告が自然人のみである場合のセルが2となっている。もっとも、最小の期待度数が1以上であり、かつ期待度数が5未満のセルが全セルの2割以下であることから、ここでもPearsonの χ^2 検定によって独立性の検定を行っている。

表 5a 事件類型ごとの原告の属性

	自然人のみ	法人あり	合計
貸金関係	38 (36.5%) -1.98	66 (63.5%) 1.98	104 (100.0%)
立替金・求償金関係	2 (1.6%) -10.73	121 (98.4%) 10.73	123 (100.0%)
交通事故関係	94 (83.2%) 8.77	19 (16.8%) -8.77	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償	125 (79.1%) 9.62	33 (20.9%) -9.62	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し	67 (30.6%) -5.30	152 (69.4%) 5.30	219 (100.0%)
合計	326 (45.5%)	391 (54.5%)	717 (100.0%)

各セルの上段は度数，カッコ内は行%，下段は調整済み残差
 $\chi^2 = 255.213, p = .000$

表 5b 事件類型ごとの被告の属性

	自然人のみ	法人あり	合計
貸金関係	79 (76.0%) 1.14	25 (24.0%) -1.14	104 (100.0%)
立替金・求償金関係	79 (64.2%) -1.90	44 (35.8%) 1.90	123 (100.0%)
交通事故関係	91 (80.5%) 2.37	22 (19.5%) -2.37	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償	78 (49.4%) -6.89	80 (50.6%) 6.89	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し	184 (84.0%) 5.00	35 (16.0%) -5.00	219 (100.0%)
合計	511 (71.3%)	206 (28.7%)	717 (100.0%)

各セルの上段は度数，カッコ内は行%，下段は調整済み残差
 $\chi^2 = 63.230, p = .000$

多いのは「交通事故関係」と「交通事故以外の損害賠償」である。逆に、「貸金関係」，「立替金・求償金関係」，および「土地・建物の明け渡し」では法人の関与が目立つ⁴²。また、「被告属性ダミー」と事件類型との関連は，Pearsonの χ^2 検定によれば統計的に有意であった ($\chi^2 = 63.230, p = .000$)。「交通事故関係」と「土地・建物の明け渡し」において被告が自然人のみである場合が多く，他方で、「交通事故以外の損害賠償」においては法

42 ここで、「終局区分（調査者）ダミー」ではなく、「終局区分（表紙）ダミー」，「終局区分（表紙）拡大ダミー」，あるいは「終局区分（調査者）拡大ダミー」をもとに終局区分が判決あるいは和解である事件に限定してここでの分析を行うと，「貸金関係」における調整済み残差の数値の絶対値は1.96を超えない。残差分析による検定結果が微妙なものであるため，この部分の結果についてはあまり重視すべきではないであろう。

人関与が相対的に多い⁴³。

なお、原告と被告の属性の組み合わせによって作成された「原告被告属性組合せ」について事件類型との関係を整理したものが図2である。ここではあくまで参考として、事件類型ごとの各カテゴリの比率を示すにとどめているが、「立替金・求償金関係」や「土地・建物の明け渡し」において法人である原告が自然人である被告を相手に訴えを提起していることが多いこと、「交通事故関係」において自然人同士の争いが多いこと等が観取できるであろう。

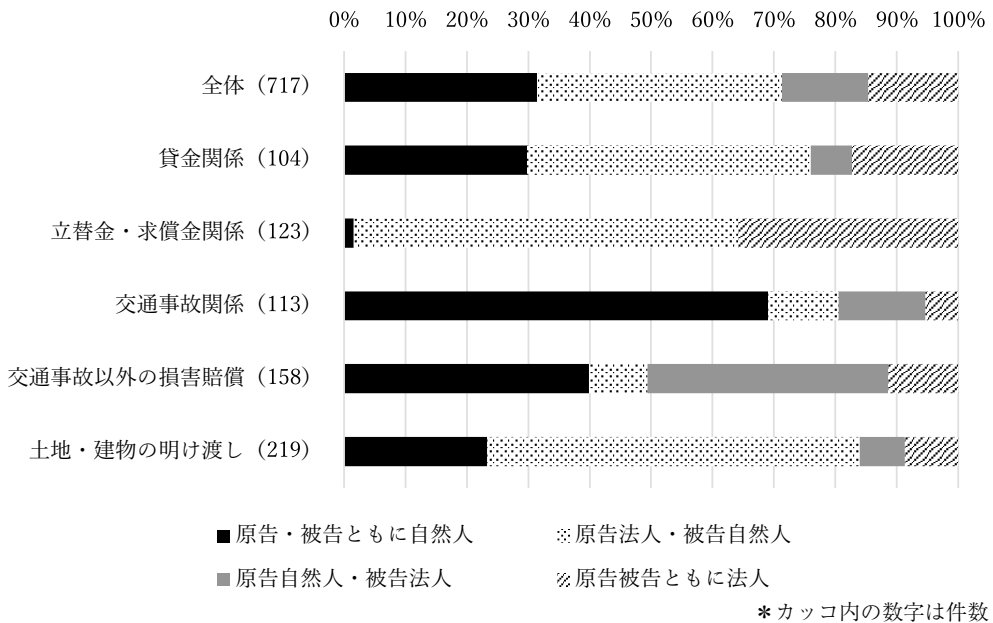


図2 事件類型ごとの原告被告属性の組み合わせ

いずれにせよ、代理人の有無と当事者属性については事件類型との関連が確認された。そうであるとすれば、これらの変数と第一審の終局形態との間に一定の関連がみられたとしても、それが事件類型の違いに由来して生じたものである可能性等についても考慮する意義は小さくないといえよう。

43 ここで、「終局区分（調査者）ダミー」ではなく、「終局区分（表紙）ダミー」をもとに終局区分が判決あるいは和解である事件に限定してここでの分析を行うと、「立替金・求償金関係」における調整済み残差の数値の絶対値が、わずかに1.96を超える。残差分析による検定結果が微妙なものであるため、この部分の結果についてはあまり重視すべきではないであろう。

3. 代理人の有無と終局区分との関連

事件類型については「貸金関係」, 「立替金・求償金関係」, 「交通事故関係」, 「交通事故以外の損害賠償」, 「土地・建物の明け渡し」に限定しつつ, 「原告代理人ダミー」と「被告代理人ダミー」それぞれについて「終局区分(調査者)ダミー」とのクロス集計を行った結果が表6aと表6bである。Pearsonの χ^2 検定により独立性の検定を行ったところ, いずれも帰無仮説は棄却された(「原告代理人ダミー」との関連について $\chi^2 = 8.755, p = .003$, 「被告代理人ダミー」との関連について $\chi^2 = 116.481, p = .000^{44}$)。いずれについても, 代理人が付いている場合に和解で終わる比率が高まっている。

表 6a 原告代理人の有無と終局区分

	判決	和解	合計
なし	86 (74.1%)	30 (25.9%)	116 (100.0%)
あり	358 (59.6%)	243 (40.4%)	601 (100.0%)
合計	444 (61.9%)	273 (38.1%)	717 (100.0%)

各セル内は度数, カッコ内は行%
 $\chi^2 = 8.755, p = .003$

表 6b 被告代理人の有無と終局区分

	判決	和解	合計
なし	312 (79.8%)	79 (20.2%)	391 (100.0%)
あり	132 (40.5%)	194 (59.5%)	326 (100.0%)
合計	444 (61.9%)	273 (38.1%)	717 (100.0%)

各セル内は度数, カッコ内は行%
 $\chi^2 = 116.481, p = .000$

ここで, 「原告代理人ダミー」および「被告代理人ダミー」と, 「終局区分(調査者)ダミー」とのクロス集計を「貸金関係」, 「立替金・求償金関係」, 「交通事故関係」, 「交通事故以外の損害賠償」, 「土地・建物の明け渡し」のそれぞれの類型ごとに行い3重クロス集計表としてまとめたものが, 表7aと表7bである。いずれの表においても, 代理人の有無と終局区分との関連についての独立性の検定結果を事件類型名の下に表示している⁴⁵。

44 2×2 のクロス集計表について独立性の検定を行うに際してPearsonの χ^2 検定を行うことは適切ではなく, 第1種の過誤をより慎重に避けるためにイエーツの連続性の修正を施した統計量を用いることが推奨されている(太郎丸 2005: 46-47)。そこで, イエーツの連続性の修正を加えた場合の検定結果も参照したが, 結果は同様である。

45 ここで, 事件類型によっては期待度数が5未満のセルが全セルの20%以上を占めたため, Fisherの直接確率検定を行う必要があった。具体的には表7aでは, 「立替金・求償金関係」において, 表7bでは「立替

「原告代理人ダミー」についてみると、「交通事故関係」については、そもそも代理人が付いていないケースが存在しなかったため、検定を行うことができていない。「交通事故以外の損害賠償」についてのみ、「終局区分（調査者）ダミー」との関連が統計的に有意であり、ここでは代理人が付いている場合に和解で終わる比率が高い⁴⁶。ただし、この事件類型において原告に代理人が付いていないケースは少ないことに注意を要する。

「被告代理人ダミー」についてみると、いずれの事件類型においても5%水準で「終局区分（調査者）ダミー」との関連は統計的に有意である⁴⁷。いずれにおいても、被告に代

表 7a 原告代理人の有無と終局区分（事件類型別）

事件類型	原告代理人 の有無	終局区分		
		判決	和解	合計
貸金関係 $p = .184$	なし	14 (77.8%)	4 (22.2%)	18 (100.0%)
	あり	51 (59.3%)	35 (40.7%)	86 (100.0%)
	合計	65 (62.5%)	39 (37.5%)	104 (100.0%)
立替金・求償金関係 $p = .740$	なし	16 (80.0%)	4 (20.0%)	20 (100.0%)
	あり	87 (84.5%)	16 (15.5%)	103 (100.0%)
	合計	103 (83.7%)	20 (16.3%)	123 (100.0%)
交通事故関係	あり	45 (39.8%)	68 (60.2%)	113 (100.0%)
	合計	45 (39.8%)	68 (60.2%)	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償 $p = .001$	なし	18 (85.7%)	3 (14.3%)	21 (100.0%)
	あり	61 (44.5%)	76 (55.5%)	137 (100.0%)
	合計	79 (50.0%)	79 (50.0%)	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し $p = .619$	なし	38 (66.7%)	19 (33.3%)	57 (100.0%)
	あり	114 (70.4%)	48 (29.6%)	162 (100.0%)
	合計	152 (69.4%)	67 (30.6%)	219 (100.0%)

各セル内は度数，カッコ内は行%

金・求償金関係」に加え「交通事故関係」において、Fisherの直接確率検定による必要があった。ここでは、全事件類型についてFisherの直接確率検定の結果としての有意確率を事件類型の下に記入しているが、Pearsonの χ^2 検定が実施できる事件類型については、Pearsonの χ^2 検定によっても（これは、イエーツの連続性の修正を加えた場合であっても）、ここでの分析結果と異なることはない。

46 個々のクロス集計表について、2変数の独立性の検定を5%水準で評価すると、いずれか1つのクロス集計表における独立性の検定で帰無仮説が正しいにも関わらず棄却されてしまうという第1種の過誤は $1-0.95^5=0.226$ 、すなわち22.6%で生じてしまう。全体で第1種の過誤が生じる確率を5%以下とするためには、たとえばそれぞれの検定において有意水準を1%に設定すれば、全体で第1種の過誤が生じる確率は $1-0.99^5=0.049$ 、すなわち5%未満に抑えられる（以上につき、太郎丸 2005: 79を参照）。ここで、「交通事故関係」については、そもそも検定を実施していないが、1%水準で個々の検定結果を評価しても、同様に「交通事故以外の損害賠償」においてのみ、原告代理人の有無と終局区分との関連が統計的に有意である。

47 1%水準で評価すると、有意性が維持されるのは「立替金・求償金関係」、「交通事故以外の損害賠償」、および「土地・建物の明け渡し」である。

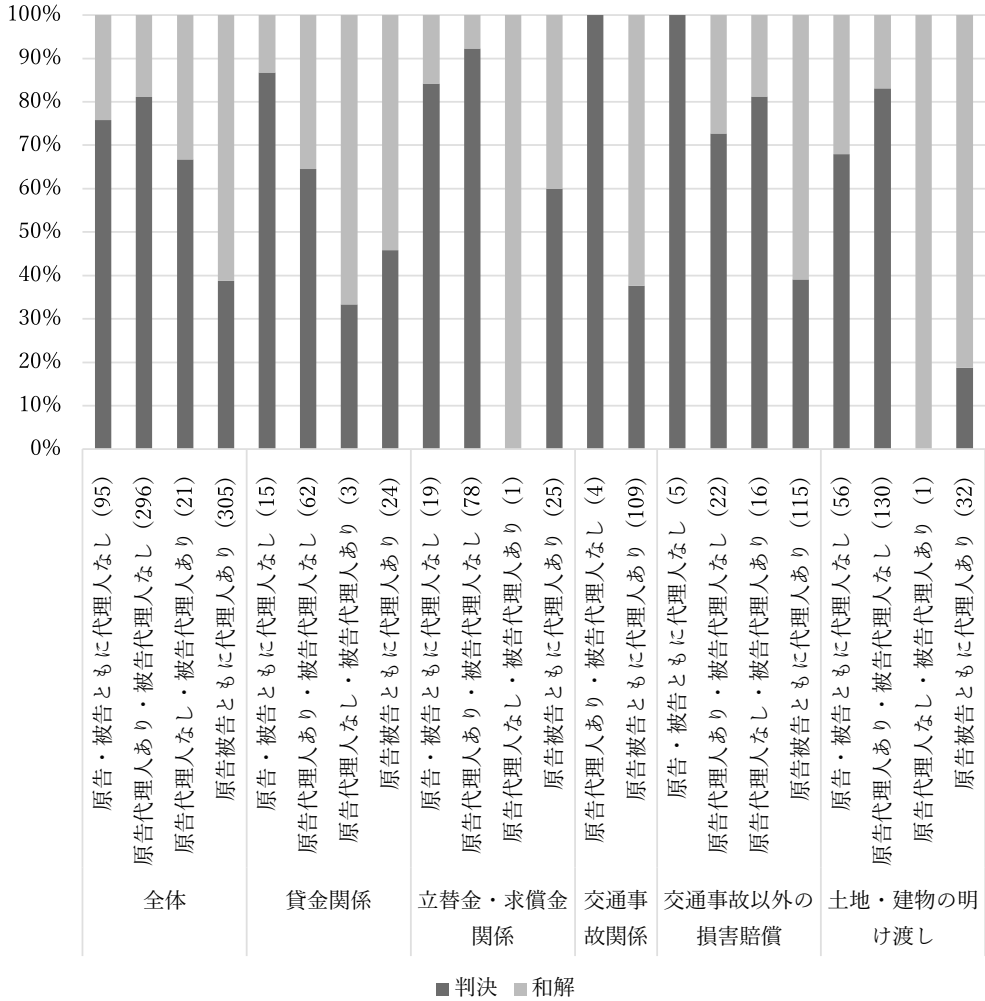
表 7b 被告代理人の有無と終局区分（事件類型別）

事件類型	被告代理人 の有無	終局区分		合計
		判決	和解	
貸金関係 $p = .037$	なし	53 (68.8%)	24 (31.2%)	77 (100.0%)
	あり	12 (44.4%)	15 (55.6%)	27 (100.0%)
	合計	65 (62.5%)	39 (37.5%)	104 (100.0%)
立替金・求償金関係 $p = .000$	なし	88 (90.7%)	9 (9.3%)	97 (100.0%)
	あり	15 (57.7%)	11 (42.3%)	26 (100.0%)
	合計	103 (83.7%)	20 (16.3%)	123 (100.0%)
交通事故関係 $p = .023$	なし	4 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
	あり	41 (37.6%)	68 (62.4%)	109 (100.0%)
	合計	45 (39.8%)	68 (60.2%)	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償 $p = .003$	なし	21 (77.8%)	6 (22.2%)	27 (100.0%)
	あり	58 (44.3%)	73 (55.7%)	131 (100.0%)
	合計	79 (50.0%)	79 (50.0%)	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し $p = .000$	なし	146 (78.5%)	40 (21.5%)	186 (100.0%)
	あり	6 (18.2%)	27 (81.8%)	33 (100.0%)
	合計	152 (69.4%)	67 (30.6%)	219 (100.0%)

各セル内は度数，カッコ内は行%

理人が付いている場合に和解で終わりやすい傾向にある（ただし、「交通事故関係」のように、代理人なしの件数が少ない事件類型があることには注意を要する）。

なお、原告と被告の代理人の有無の組み合わせによって作成された「原告被告代理人組合せ」について事件類型ごとに「終局区分（調査者）ダミー」との関係を整理したものが図3である。ここではあくまで参考として、事件類型ごとの各カテゴリの比率を示すにとどめている。ここで、全体として原告に代理人がおらず被告に代理人がいる場合の結果は、その絶対数が少ないこともあり、事案類型ごとに判決と和解の比率が安定していない。一定程度件数のある部分で比較するならば、原告被告のいずれにも代理人が付いていない場合、および原告に代理人が付いているが被告にはついていない場合に比して、両方に代理人が付いている場合には和解の成立率が高まるという傾向を見いだせるかもしれない。そうであるとすると、原告と被告それぞれについて代理人の有無と第一審の結果との関連を調べた分析結果と同じく、原告の代理人よりも被告の代理人の有無によって終局区分の違いが生じやすいという可能性を指摘することができるかもしれない。



*カッコ内の数字は件数

図3 原告被告代理人の組み合わせと終局区分（事件類型ごと）

4. 当事者属性と終局区分との関連

事件類型については「貸金関係」、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「土地・建物の明け渡し」に限定しつつ、「原告属性ダミー」と「被告属性ダミー」それぞれについて「終局区分（調査者）ダミー」とのクロス集計を行った結果が表8aと表8bである。Pearsonの χ^2 検定により独立性の検定を行ったところ、「原告属性ダミー」と「終局区分（調査者）ダミー」との関連は統計的に有意であったが、「被告属性ダミー」と「終局区分（調査者）ダミー」との関連は統計的に有意ではなかった（「原告属性ダミー」との関連について $\chi^2 = 27.376, p = .000$ 、「被告属性ダミー」との関連について $\chi^2 =$

表 8a 原告の属性と終局区分

	判決	和解	合計
自然人のみ	168 (51.5%)	158 (48.5%)	326 (100.0%)
法人あり	276 (70.6%)	115 (29.4%)	391 (100.0%)
合計	444 (61.9%)	273 (38.1%)	717 (100.0%)

各セル内は度数, カッコ内は行%
 $\chi^2 = 27.376, p = .000$

表 8b 被告の属性と終局区分

	判決	和解	合計
自然人のみ	320 (62.6%)	191 (37.4%)	511 (100.0%)
法人あり	124 (60.2%)	82 (39.8%)	206 (100.0%)
合計	444 (61.9%)	273 (38.1%)	717 (100.0%)

各セル内は度数, カッコ内は行%
 $\chi^2 = 0.367, p = .545$

0.367, $p = .545$ ⁴⁸). 原告については自然人のみの場合に和解で終わる傾向が高くなるが, 被告の属性と結果との関連は統計的に有意ではなかった.

ここで, 「原告属性ダミー」および「被告属性ダミー」と, 「終局区分(調査者)ダミー」とのクロス集計を「貸金関係」, 「立替金・求償金関係」, 「交通事故関係」, 「交通事故以外の損害賠償」, 「土地・建物の明け渡し」のそれぞれの類型ごとに行い3重クロス集計表としてまとめたものが, 表 9a と表 9b である. いずれの表においても, 代理人の有無と終局区分との関連についての独立性の検定結果を事件類型名の下に表示している⁴⁹. 「原告属性ダミー」については, 「立替金・求償金関係」において「原告属性ダミー」と「終局区分(調査者)ダミー」との関連が5%水準で有意であるが, この事件類型において原告が自然人のみである場合が非常に少ないため, あまり重視すべき結果ではないであろう⁵⁰. また, 「被告属性ダミー」についてみると, いずれの事件類型においても「終局区分(調査者)ダミー」と統計的に有意な関連はみられない.

なお, 原告と被告の属性の組み合わせによって作成された「原告被告属性組合せ」に

48 イェーツの連続性の修正を加えた場合の検定結果も参照したが, 結果は同様である.

49 ここで, 事件類型によっては期待度数が5未満のセルが全セルの2割以上を占めたため, Fisherの直接確率検定を行う必要があった. 表 9bには該当する箇所はなかったものの, 表 9aでは, 「立替金・求償金関係」においてFisherの直接確率検定による必要があった. ここでは, 両表について, いずれの事件類型についてもFisherの直接確率検定の結果としての有意確率を事件類型の下に記入しているが, Pearsonの χ^2 検定が実施できる事件類型については, Pearsonの χ^2 検定によっても(これは, イェーツの連続性の修正を加えた場合であっても), ここでの分析結果と異なるところはない.

50 また, 「立替金・求償金関係」における「原告属性ダミー」と「終局区分(調査者)ダミー」との関連は, 1%水準で評価すると, 統計的に有意ではない.

表 9a 原告の属性と終局区分（事件類型別）

事件類型	原告属性	終局区分		合計
		判決	和解	
貸金関係 $p = .404$	自然人のみ	26 (68.4%)	12 (31.6%)	38 (100.0%)
	法人あり	39 (59.1%)	27 (40.9%)	66 (100.0%)
	合計	65 (62.5%)	39 (37.5%)	104 (100.0%)
立替金・求償金関係 $p = .025$	自然人のみ	0 (0.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)
	法人あり	103 (85.1%)	18 (14.9%)	121 (100.0%)
	合計	103 (83.7%)	20 (16.3%)	123 (100.0%)
交通事故関係 $p = 1.000$	自然人のみ	38 (40.4%)	56 (59.6%)	94 (100.0%)
	法人あり	7 (36.8%)	12 (63.2%)	19 (100.0%)
	合計	45 (39.8%)	68 (60.2%)	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償 $p = .240$	自然人のみ	59 (47.2%)	66 (52.8%)	125 (100.0%)
	法人あり	20 (60.6%)	13 (39.4%)	33 (100.0%)
	合計	79 (50.0%)	79 (50.0%)	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し $p = .636$	自然人のみ	45 (67.2%)	22 (32.8%)	67 (100.0%)
	法人あり	107 (70.4%)	45 (29.6%)	152 (100.0%)
	合計	152 (69.4%)	67 (30.6%)	219 (100.0%)

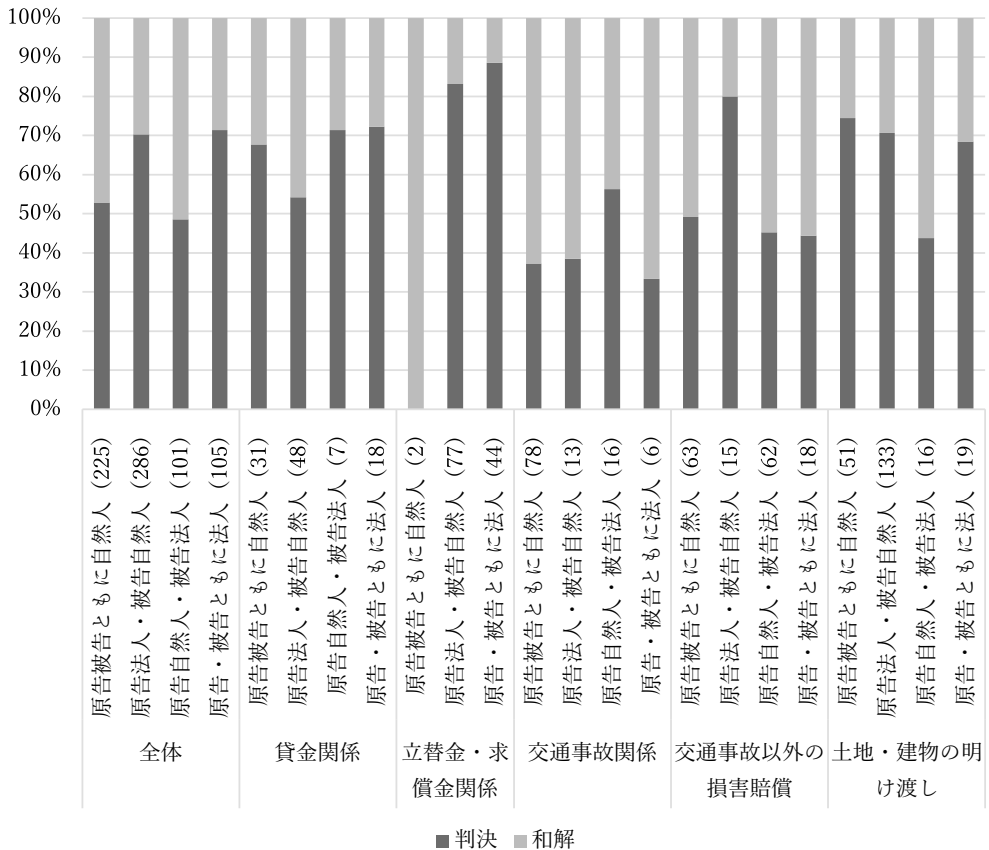
各セル内は度数，カッコ内は行%

表 9b 被告の属性と終局区分（事件類型別）

事件類型	被告属性	終局区分		合計
		判決	和解	
貸金関係 $p = .345$	自然人のみ	47 (59.8%)	32 (40.5%)	79 (100.0%)
	法人あり	18 (72.0%)	7 (28.0%)	25 (100.0%)
	合計	65 (62.5%)	39 (37.5%)	104 (100.0%)
立替金・求償金関係 $p = .318$	自然人のみ	64 (81.0%)	15 (19.0%)	79 (100.0%)
	法人あり	39 (88.6%)	5 (11.4%)	44 (100.0%)
	合計	103 (83.7%)	20 (16.3%)	123 (100.0%)
交通事故関係 $p = .334$	自然人のみ	34 (37.4%)	57 (62.6%)	91 (100.0%)
	法人あり	11 (50.0%)	11 (50.0%)	22 (100.0%)
	合計	45 (39.8%)	68 (60.2%)	113 (100.0%)
交通事故以外の損害賠償 $p = .265$	自然人のみ	43 (55.1%)	35 (44.9%)	78 (100.0%)
	法人あり	36 (45.0%)	44 (55.0%)	80 (100.0%)
	合計	79 (50.0%)	79 (50.0%)	158 (100.0%)
土地・建物の明け渡し $p = .109$	自然人のみ	132 (71.7%)	52 (28.3%)	184 (100.0%)
	法人あり	20 (57.1%)	15 (42.9%)	35 (100.0%)
	合計	152 (69.4%)	67 (30.6%)	219 (100.0%)

各セル内は度数，カッコ内は行%

ついて事件類型ごとに「終局区分（調査者）ダミー」との関係を整理したものが図4である。ここではあくまで参考として、事件類型ごとの各カテゴリの比率を示すにとどめている。全体でみると「原告法人・被告自然人」と「原告被告ともに法人」の場合に判決に至る場合が多いようであるが、事件類型ごとに「原告被告属性組合せ」と「終局区分（調査者）ダミー」との関連のパターンをみると、必ずしも同様のパターンがいずれの事案類型においても見出せるわけではなく、一貫した傾向を読み取ることが難しい。



*カッコ内の数字は件数

図4 原告被告属性の組み合わせと終局区分（事件類型ごと）

IV. 考察

本稿では、分析対象を一定の件数のある事件類型に限定し、終局区分についても判決と和解の2カテゴリに限定したうえで、クロス集計表を中心とした検討を行ってきた。それによれば、まず事件類型によって判決で終わるか和解で終わるかの頻度に違いがあること

が示された。このこと自体は、先行研究からも示唆されていたことである。本稿が分析をした「2014年訴訟記録調査（今回調査）」における事件類型に依拠する限り、「立替金・求償金関係」と「土地・建物の明け渡し」については判決に至りやすく、「交通事故関係」と「交通事故以外の損害賠償」については和解が成立しやすいという点が確認された。また、代理人の有無や当事者属性についても事件類型との関連が確認された。このことから、代理人の有無や当事者属性が第一審の終局形態の在り方と関連があったとしても、事件類型の違いによってそのような関連が生じている可能性については注意をする必要があることも確認されたといえよう。

そこで、次に原告と被告それぞれについて代理人の有無についてのダミー変数を用意し、これらと第一審の終局形態との関連を調べたところ、事件類型についての区別をしなければ、これらと終局形態との関連は統計的に有意に認められた。しかし、事件類型によって統制を加えると、少なくとも原告代理人の有無と終局形態との関連は十分に見出すことができなくなった。唯一、「交通事故以外の損害賠償」において原告側に代理人がいると和解が成立する事件が多いという傾向がみられるものの、「交通事故以外の損害賠償」において原告で代理人を付けていない事件はそこまで多くないことに注意しておく必要があるようである。これに対して、被告側の代理人の有無と終局形態との関連は、事件類型を統制した後でも、基本的にいずれの事件類型においても統計的に有意なままであった。したがって、代理人が付くことで和解が成立しやすくなる可能性ということについていうならば、あくまで事件類型という大まかな指標により統制した分析に依拠した知見に過ぎないが、そのような可能性は専ら被告側の事情としてあり得ることが示唆されたといえよう。原告側の事情についていえば、「交通事故以外の損害賠償」という一定の類型においてのみ、代理人が付くことによる和解の成立促進効果と整合的な結果が示されたということになる。このように、和解の促進に寄与するという意味では、原告側よりも被告側代理人の有無の方が重要であるかもしれないという知見は、「改正後民事訴訟実態調査」の分析を踏まえた指摘（民事訴訟実態調査研究会 2008: 98-100）とも整合的である⁵¹。この点につき、守屋（2011: 867）により、判決で終わった場合と和解で終わった場合とで裁判官がどの程度和解を強く勧めてきたかに関する当事者の評価に差があるのは、当事者を代理人付原告、代理人付被告、本人原告、本人被告に分けて分析した場合には、専ら本人

51 「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を分析した本特集号の論稿においても、同様の可能性が指摘されている（飯田 2020c; 齋藤 2020）。

もっとも、ここでの因果の向きについては慎重な検討を要する。たとえば、被告のみが本人訴訟である場合というのは被告にとって事案の筋がよくないことが多いことが弁護士の視点から指摘されている（上原ほか 2007: 19 川端発言）。そうであれば、被告代理人が付いている場合に和解となる事件が多いというのは、端的に和解が見込める事件で被告側に代理人が付いているだけである可能性も大いにあり得るであろう。

原告であることが指摘されていることは示唆的である。それによれば、特に本人原告においては、判決で終わった場合よりも和解で終わった場合に裁判官の和解勧誘が強かったと感じている傾向が示されているが、そうであるとする、原告についていえば、代理人がない場合にも、裁判官による和解への働きかけが一定程度機能しているようである⁵²。そうであるとする、原告について代理人が付いているか否かが和解の成立に対して果たしている因果的寄与の程度は、あるとしてもあまり大きくないのかもしれない⁵³。

もっとも、代理人が付いた場合とそうでない場合とで和解が成立するか否かの確率に大きな変動がないとしても、代理人が付いている当事者にとって代理人の働きかけが和解の成立に強く寄与したと主観的に感じられることは当然あるだろう。したがって、その意味では代理人の有無が和解の成否に対して因果的な寄与を与えているか否かとは別に、代理人がどのような考えをもって当事者に和解を勧め、そしてそのような場合に代理人と当事者との間に何らかの認識の齟齬等がないかを検討する守屋（2010; 2011）の研究には固有の意義があると考えられる。他方で、守屋（2010; 2011）は、その検討の出発点において原告であれ被告であれ当事者は判決を求める期待が強いことを前提にし、それでも和解に至るプロセスにおける代理人の意義に注目している。しかし、多くの場合、代理人の働きかけが和解の成立につながりやすいのが被告当事者にとっての経験である可能性を踏まえるならば、原告と被告の経験をある程度区別した検討を行うことも重要ではあるかもしれない。確かに、守屋（2010; 2011）が分析で用いた「2004年当事者調査」によれば、原告であれ被告であれ訴訟当事者における判決の期待は同程度に高いといえそうであり（守屋 2010: 193-194を参照）、それを前提に、当事者がどのような心理過程を経て和解の成立に至ったのかを検討することは考えられよう。もっとも、なるべく同質な聞き方となるように注意されているとはいえ、裁判への期待を尋ねられたとき、原告当事者と被告当事者とで、その意味合いには微妙な違いがあることも考えられる⁵⁴。和解の成立に代理人が寄与

52 この点と関わって、沖縄の本土返還の前後に注目し、返還以前は和解や調停の利用が低調であったにもかかわらず、返還後にそれらの利用が本土と同程度の水準に短期的に変化したことから、和解や調停の利用の程度に与える裁判官の働きかけの影響を指摘し、人々の法使用行動に対して制度が与える影響に加え、制度をどのように運用するかについての法曹の捉え方の影響をもあわせて考慮すべきであるとする、馬場（2017）の法曹ヘゲモニー説も参照されたい。

53 本稿では、あくまで代理人の有無と和解の成否に注目しており、和解の内容やそれに至る円滑さといった要素と代理人の有無との関係についてまで視野に入れた分析をしているものではないことについては、留意をされたい。

54 たとえば、「2004年当事者調査」について、裁判への期待に関して、原告に限定した分析を行うものとして垣内（2010a: 108-114）がある。

また、一連の「民事訴訟利用者調査」でも、尋ね方は2000年と2006年以降とで異なるが、裁判への期待に関する項目についてデータが収集されている。それらのデータについて、原告に限定して分析を行うものとして藤本（2006）や高橋（2006; 2010）がある。原告と被告双方について分析する場合も、両者を分けて分析するものとしては、「2000年民事訴訟利用者調査」を用いた木下（2006）がある。

している程度についても、原告側と被告側とで違いがあり得るとすれば、原告当事者の経験と被告当事者の経験とを分けて検討することにも一定の意義は見いだせるかもしれない⁵⁵。

なお、この「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を含む訴訟利用調査班による研究計画においては、当事者に対する質問紙調査は自然人のみを対象としていることから、自然人と法人とを比較した検討を行うためには、基本的にこの訴訟記録から得られたデータを分析するほかない。そのような観点から、代理人の有無と同様に当事者属性についても、終局形態との関連を2変数の関連を調べるレベルと、事件類型を統制した3変数の関連を調べるレベルとで検討した。事件類型について区別をせずに分析をすると、当事者属性と終局形態との間には、原告についてのみであるが、一定の関連が見出される。しかし、原告の当事者属性と終局形態との関連は事件類型を統制すると十分にみられなくなる。したがって、先行研究においてもそのように捉えられていたように、当事者属性と終局形態との関連は、それが2変数のクロス集計表のレベルではみられるとしても、事件類型等の第3の変数によって説明できる擬似的なものであると考えるべきかもしれない⁵⁶。

本稿では、3重クロス集計表まで実施することにより、とりわけ代理人の有無に注目しつつ、これと当事者属性とが終局形態とどのように関連しているのか、事件類型の違いを統制しつつ吟味した。その結果として、概ね、事件類型によって終局形態がある程度規定されていること、当事者属性と終局形態との関連も大部分は事件類型の違いによって説明され得る可能性があること、そして、代理人の有無によって和解の成否が規定される可能性は、あるとしても被告側の場合に概ね限定され得る可能性を示した。しかしながら、こ

もともと、原告と被告双方のデータをあわせて裁判への期待等を分析しているものもあり（佐藤 2011: 645-642; 高橋 2009: 280-283）、裁判への期待等についての原告と被告の立場による違いを分析においてどのように位置づけるかについては、必ずしも共通の認識があるわけではない。

55 もともと、標本数の限界を考えれば、このような区別を前提とした分析を実施することが可能な部分が限られていることは当然に考えられることである。少なくとも、当事者と代理人の回答のうち対応関係が想定できるものに限定した分析（特に、守屋 2011）については、その少数の分析対象のなかでさらに分析対象を細分化していくことは実質上不可能であろう。さらに、「2014年当事者調査」における回収数は、回収率の低下から想像されるほどではないとはいえ、やはり「2004年当事者調査」の回収数よりも少なくなっている（この点については、飯田 2020d: 139 を参照）。

他方で、「2004年当事者調査」によれば、全体として判決で終わった当事者よりも和解で終わった当事者の方が裁判の再利用意欲が低いが、当事者を代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告、本人訴訟被告に分けて分析すると、そのような再利用意欲の違いが統計的に有意であるのは代理人付被告だけであるとされている（垣内 2010b: 228-230）。そうであるとすると、守屋（2010; 2011）の問題意識に照らしても、代理人の有無が和解の成否に関わっている蓋然性の高い被告側の当事者に関して、当事者の認識と代理人の認識との齟齬等を調べる意義は大きいかもしれない。もともと、本稿は、あくまで訴訟記録調査に依拠したデータによって限られた変数を基に分析を加えたものであり、当事者の主観的認識等を踏まえた分析については、今後の課題である。

56 本特集号の飯田（2020c）も、同様の分析結果を示している。

こでの分析には、以下のような限界もあることを指摘しておく必要がある。第1に、本稿では、質問紙調査や面接調査を経ると回収率の点で分析できる標本数が減るが、訴訟記録調査であれば、比較的多くの標本数を前提に分析することが可能であることから、事件類型の違いを統制した分析を実施する余地が高いと考え、そのような方針に即した分析を試みたが、それがどの程度成功しているかについてはなお批判的に検討する余地がある。実際、事件類型で統制したクロス集計表を作成すると観測度数の少ないセルが一定数生じてしまうことは本稿での分析でも否定できない。とりわけ、そもそも代理人が付いていないことが少ない原告側についていえば、代理人の有無による終局形態の変化を検出することが困難である可能性も否定できない。したがって、事件類型を統制することで原告側代理人の有無と和解の成否との間に関連が見出しにくくなったのは、代理人の有無と和解の成否との関連の少なくとも一定程度が擬似的な関連であった可能性を示唆するとしても、端的に分析のために用いることができる事件数が十分ではなく、実際には存在する関連を検出しにくくなったためである可能性も、もちろん否定できない。

第2に、ここでは事件類型という大まかな括りで統制を試みたが、代理人の有無等が和解の成否とどのように関連しているかを調べるために統制すべき要素は、これとは異なるところにあるかもしれない。本稿においては、さしあたり事件類型を統制変数に用いたが、なお他の変数との関連についてもどのように考えるべきか、検討の余地は残されている。とりわけ、当該事件が実質的にどの程度争われていたのかという点を加味した分析を行う必要があると思われる。たとえば、I-3-(3)において言及したように、民事訴訟制度研究会(2012: 129-130; 2018: 161)は、いわゆる欠席判決事件の当事者は質問紙調査への回答率が低いことが予想されることから、自然人被告について相対的に和解で終わったとの回答が増えたことを指摘している。このように、実質的に争うことをしていない被告は、その争わない意思決定がどのように形成されたかは一先ず置くとして、弁護士に依頼をしないため(もちろん、弁護士への依頼ができないので争っていないという方向性も考えられよう)、判決で終わりやすいということが考えられる。そうすると、被告側の代理人の有無と和解の成否との関係についても、このような状況の違いによって生じた擬似的なものである可能性を検討する必要があるだろう⁵⁷。ここで、I-3-(2)でも述べた通り、「改正後民事訴訟実態調査」の分析によれば、答弁があった事件⁵⁸に限定したうえで代理人の有無と和解成立率の関係をみたところ、和解成立率が高い順に、両者とも代理人あり、被告の

57 このような因果の方向性に関する問題については、注51もあわせて参照されたい。

58 答弁の有無とは、被告が原告の請求趣旨・原因について答弁をなしているか否かという観点から区別されている。したがって、厳密には対席事件と欠席事件とを区別するものではない。以上につき、民事訴訟実態調査研究会(2008: 23-24)を参照されたい。

みあり、原告のみあり、双方なしという順であったことから、和解の成立について代理人の尽力によるところが大きいとの指摘も可能であるとされている（民事訴訟実態調査研究会 2008: 477）⁵⁹。したがって、被告が答弁をしている事件に限定しても、代理人、とりわけ被告側代理人の有無によって和解の成否に違いが生じる可能性も否定しきれものではないかもしれない。ただし、ここでの民事訴訟実態調査研究会（2008: 477）の知見は事件類型を統制したうえでのものではないので、この点を統制した場合になお、同様の結果が維持されるかは不明である。あわせて、民事訴訟実態調査研究会自身が、上記の指摘に続けて、代理人が双方についている事件とは係争額が大きくかつ予想が付きにくいゆえに、和解に流れやすい事件類型であるかもしれないと指摘しており（民事訴訟実態調査研究会 2008: 477）、訴額等の事件の内容に関する変数を統制した場合になお維持できる知見かどうかという点についても検討の余地を残している。このように、代理人の有無と終局形態との関連は特に被告側の事情として認められると述べたが、被告が訴訟に一定程度関与している場合に限るなど、本稿の分析で扱っていない変数も含めて分析した場合にそのような関連が維持されるかどうかについては、なお検証の余地がある。

第3に、本稿では代理人の有無と当事者属性とを独立に検討してきたが、両者の関連についても検討する必要がある。ただし、4重クロス集計表以上は、そのままでは知見を読み込むことは難しく、またますます度数の少ないセルが増えることから、本稿ではそこまでの検討には至れていない。さしあたり、代理人の有無と終局形態との関連が一貫してみられた被告側の事情に注目し、「被告代理人ダミー」と「被告属性ダミー」との関連を調べると、両者の関連は確かに統計的に有意であり、自然人のみの場合よりも法人が当事者に含まれている場合の方が代理人を付けている確率が高い⁶⁰。もっとも、一定の件数

59 他方で、「改正前民事訴訟実態調査」について分析した結果によれば、答弁ありの事件に限定した場合に代理人の有無によって和解の成立率について明確な違いは見出せていないとの指摘がなされている（民事訴訟実態調査研究会 2000: 310）。もっとも、分析結果をまとめている箇所では、訴訟代理人がいる場合に和解率が高まっているとされており（民事訴訟実態調査研究会 2000: 352）、代理人の有無と終局形態との関係についてこの調査の結果をどのように評価すればよいか判然としない部分がある。

60 事件類型について「貸金関係」、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「土地・建物の明け渡し」に限定したうえでの分析である。Pearsonの χ^2 検定により独立性の検定を行ったところ、両者の関連は統計的に有意であった（ $\chi^2 = 46.830, p = .000$ 。なお、イエーツの連続性の修正を加えた場合も結果は同様である）。さらに、事件類型ごとに両変数について独立性の検定を行ったところ、「土地・建物の明け渡し」においては、法人が当事者に含まれる場合に代理人が付きやすい傾向が1%水準で統計的に有意に認められた（ $\chi^2 = 25.929, p = .000$ 。なお、イエーツの連続性の修正を加えた場合も結果は同様である）。また、「貸金関係」と「交通事故以外の損害賠償」でもPearsonの χ^2 検定によれば、1%水準で統計的に有意な関連が認められる（前者について $\chi^2 = 6.800, p = .009$ 、後者について $\chi^2 = 7.584, p = .006$ 。ただし、これらについては、イエーツの連続性の修正を加えた場合には、5%水準の有意性は満たされているものの、1%水準での有意性は満たされていない）。なお、「立替金・求償金関係」と「交通事故関係」においては、被告の当事者属性と代理人の有無との間の関連は統計的に有意ではなかった。

のある5つの事件類型（「貸金関係」、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「土地・建物の明け渡し」）に限定し、さらに、和解で終結し、かつ被告側の代理人がいる事件に限定したとき、「被告属性ダミー」の分布をみると自然人のみが122件（62.9%）で法人ありが72件（37.1%）であり、被告側の立場となったとき、必ずしも法人のみが代理人をつけて和解により収めているという状況でもないようである。もっとも、この点については4変数以上を同時に扱うことになるので、さらに慎重な検討を要する。

以上の通り、本稿では、度数の分布状況についても把握しつつ複数の変数間の関係を検討しようとしたため、むしろそれ以外の変数との関連について多くの課題を残す結果となってしまったことは否定できない。また、本調査は、冒頭でも指摘したように、今後行われる「2014年当事者調査」や「2014年代理人調査」の分析に向けた予備的な検討という側面もある。本稿の分析目的自体に予備的な側面があるうえに、その分析結果についてもなお検討の余地を多く残している点については、読者のご海容を請うほかない。そのような初期的な検討に留まる本稿ではあるが、「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を分析することの意義を示すことができ、本特集において期待された役割を多少なりとも果たせたのであれば、幸いである。本稿は、このように予備的な検討に留まるが、本稿で分析の対象とした「2014年訴訟記録調査（今回調査）」を含む訴訟利用行動班の調査プロジェクトは一通りのデータ収集を終えたとはいえ、現在進行中である。今後の分析のため、多くのご批判ご助言をいただく呼び水となることを念じて一先ず筆を置くこととする。

※本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（研究課題番号：16H06321）の成果の一部である。

[文献]

- Moriya, A. (2009) "Factors Contributing to In-Court Settlement in Japan: Recognizing the Gaps between Litigant' Expectation for Judgment and Lawyers' Preference for Settlement," 58(3) *Meijo Law Review* (名城法学) 135-114.
- 飯田高 (2020a) 「序——本特集の企画趣旨——」社会科学研究 71 巻 2 号 1-4 頁.
- 飯田高 (2020b) 「民事訴訟記録調査の概要」社会科学研究 71 巻 2 号 5-26 頁.

なお、被告については法人の方が自然人よりも代理人を付けていることが多いことは、「改正前民事訴訟実態調査」を用いた分析を踏まえても指摘されていたことである（民事訴訟実態調査研究会 2000: 56-57）。「改正後民事訴訟実態調査」における、代理人の選任状況と当事者の属性との関係については、民事訴訟実態調査研究会（2008: 100-101）を参照されたい。また、「2006年／2011年／2016年民事訴訟利用者調査」によれば、一貫して自然人被告における代理人の付いた割合は低いことが指摘されているが（民事訴訟制度研究会 2007: 33-34; 2012: 62-63; 2018: 77）、あわせて、経年的にみると代理人が付いている率が一貫して上昇傾向にあることも指摘されている（民事訴訟制度研究会 2018: 76）。

- 飯田高 (2020c) 「民事裁判における自然人と法人——終局形態の分析——」社会科学研究 71 巻 2 号 131-153 頁.
- 飯田高 (2020d) 「民事訴訟の当事者に対するサーベイ調査——この 20 年の軌跡——」法と社会研究 5 号 111-151 頁
- 伊藤眞・塩谷國昭・菅原郁夫・西口元・太田勝造・北尾哲郎・那須弘平 (1999) 「当事者本人からみた和解——実態調査の結果を踏まえて——」判例タイムズ 1008 号 4-43 頁.
- 今在慶一朗・今在景子 (2004) 「民事紛争における和解成立の要因と効果」心理学研究 75 巻 3 号 238-245 頁.
- 岩井紀子・保田時男 (2007) 『調査データ分析の基礎』有斐閣.
- 上原敏夫・菅原郁夫・山本和彦・山田文・小山稔・佐久間邦夫・川端基彦・菅野雅之 (2007) 「〈座談会〉民事訴訟の計量分析——平成 8 年改正をはさんでの訴訟実務の変化——」判例タイムズ 1223 号 4-48 頁.
- 太田勝造 (1993) 「実態調査からみた和解兼弁論 (弁論兼和解)」『交渉と法』研究会編『裁判内交渉の論理』商事法務, 16-54 頁.
- 太田知行・穂積忠夫 (1971) 「紛争解決方法としての訴訟上の和解」潮見俊隆・渡辺洋三編『法社会学の現代的課題』岩波書店, 285-316 頁.
- 垣内秀介 (2010a) 「民事訴訟の機能と利用者の期待」フット, ダニエル H.・太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 93-115 頁.
- 垣内秀介 (2010b) 「和解と当事者の訴訟手続評価」フット, ダニエル H.・太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 217-240 頁.
- 垣内秀介・馬橋隆紀・加藤新太郎・山本和彦・菅原郁夫 (2013) 「〈特別座談会〉2011 年民事訴訟利用者調査の分析」論究ジュリスト 4 号 160-186 頁.
- 櫻村志郎・武士侯敦編 (2010) 『現代日本の紛争処理と民事司法 2 トラブル経験と相談行動』東京大学出版会.
- 河合幹雄 (2010) 「日本の訴訟当事者の特性——2004 年民事訴訟行動調査報告から——」フット, ダニエル H.・太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 3-19 頁.
- 河合幹雄・守屋明・垣内秀介・前田智彦・永石一郎・須藤典明・加藤新太郎 (2009) 「〈座談会〉当事者は民事裁判に何を求めるのか? (上) ——訴訟行動調査と実務の対話 PART 1——」判例タイムズ 1289 号 5-27 頁.
- 木下麻奈子 (2006) 「当事者の訴訟への期待と評価」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟』日本評論社, 43-68 頁.
- 木下麻奈子 (2020) 「訴訟のタイプと事件類型」社会科学研究 71 巻 2 号 27-52 頁.
- 最高裁判所事務総局 (2009) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 (第 3 回) (概況・資料編)』.
- 齋藤宙治 (2020) 「民事訴訟における代理人に関する基礎的分析——10 年間の人数変化と訴訟結果の傾向——」社会科学研究 71 巻 2 号 99-110 頁.
- 佐藤岩夫 (2011) 「労働訴訟当事者の訴訟評価の特徴——2006 年民事訴訟利用者調査の分析——」東北学院法学 71 号 650-621 頁
- 司法制度改革審議会 (2000) 『「民事訴訟利用者調査」報告書』.
- 司法制度改革審議会 (2001) 『司法制度改革審議会意見書——21 世紀の日本を支える司法制度——』.
- 高橋裕 (2006) 「事件類型・訴訟類型と利用者調査」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟』日本評論社, 173-192 頁.
- 高橋裕 (2009) 「労働をめぐる紛争は、どのように起きているのか」大内伸哉編『働く人をとりまく法律入門』ミネルヴァ書房, 263-294 頁.
- 高橋裕 (2010) 「利用者はどのような動機で訴訟を行うのか」菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編『利用者が求める民事訴訟の実践』日本評論社, 6-22 頁.
- 田辺公二 (1964) 「地方の民事裁判の感想」田辺公二『民事訴訟の動態と背景』弘文堂.
- 太郎丸博 (2005) 『人文・社会科学のためのカテゴリーカル・データ解析入門』ナカニシヤ出版.
- 馬場健一 (2017) 「司法制度利用率の地域研究の示唆するもの——沖縄の経験から法と社会を考える——」上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理編『現代日本の法過程 (下巻) 宮澤節生先生古稀記念』信山社, 45-72 頁
- 藤本亮 (2006) 「訴訟利用動機の因子分析」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟』日本評論社, 19-39 頁.

特集 民事訴訟の実証分析——全国訴訟記録調査から

- フット, ダニエル H・太田勝造編 (2010)『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会.
- 松村良之・村山眞維編 (2010)『現代日本の紛争処理と民事司法 1 法意識と紛争行動』東京大学出版会.
- 三木浩一 (2001)「この本 民事訴訟実態調査研究会〔代表 竹下守夫〕編 民事訴訟の計量分析」NBL706号, 66-69頁.
- 民事訴訟実態調査研究会編 (2000)『民事訴訟の計量分析』商事法務研究会.
- 民事訴訟実態調査研究会編 (2008)『民事訴訟の計量分析 (続)』商事法務.
- 民事訴訟制度研究会 (2007)『2006年民事訴訟利用者調査』商事法務.
- 民事訴訟制度研究会 (2012)『2011年民事訴訟利用者調査』商事法務.
- 民事訴訟制度研究会 (2018)『2016年民事訴訟利用者調査』商事法務.
- 守屋明 (2010)「和解の成立要因としての当事者および弁護士の意識」フット, ダニエル H・太田勝造編『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 189-216頁.
- 守屋明 (2011)「訴訟の提起と和解の選択: 再論——裁判官の和解勧誘・弁護士のリスク回避・訴訟当事者の気がかり——」法と政治 62 卷 2 号 II, 880-843頁.
- 守屋明 (2013)「『訴訟上の和解』の理念と現実——訴訟手続内 ADR の特殊性——」平野仁彦・亀本洋・川濱昇編『現代法の変容』有斐閣, 51-96頁.
- 山本和彦・菅原郁夫・岡崎克彦・高橋司・垣内秀介 (2019)「〈特別座談会〉2016年民事訴訟利用者調査の分析」論究ジュリスト 28 号 158-180頁.